

平成 29 年度  
被災者生活再建支援法関連調査  
報告書

平成 30 年 3 月  
内閣府（防災担当）



## 目 次

I. 調査の目的と方法.....	1
1. 調査の目的.....	1
2. 調査の方法.....	1
3. 報告書を読む際の留意点.....	2
II. 被災世帯に対するアンケート調査.....	3
1. 調査概要.....	3
1-1. 調査対象.....	3
1-2. 調査項目.....	4
1-3. 調査方法.....	5
1-4. 回収結果.....	5
2. 調査結果.....	6
2-1. 世帯の状況について.....	6
(1) 被災時の世帯主の年齢.....	6
(2) 被災時の世帯人数.....	6
(3) 被災時の世帯構成.....	7
(4) 被災時の住居形態.....	7
(5) 被災直後の概ね1か月間の住まいの地域と場所.....	8
(6) 現在の住居形態.....	9
(7) 住宅を再建する際の重視点.....	10
(8) 最終的に決断した住宅の再建方法.....	11
(9) 「まだ決断するに至っていない」理由.....	12
(10) 被災前1年間の現金収入.....	13
(11) 現金の給付による支援状況.....	14
(12) 借入れによる支援状況.....	15
(13) 住宅再建やその他生活再建の費用について.....	16
2-2. 支援制度について.....	18
(1) 被災者生活再建支援制度全般についての評価.....	18
(2) 制度について「満足」とした理由.....	19
(3) 制度について「不満」とした理由.....	20
(4) 被災者生活再建支援制度の認知経路とわかりやすさの評価.....	21
2-3. 基礎支援金について.....	22
(1) 基礎支援金の支給要件.....	22
(2) 基礎支援金の使途.....	23
(3) 基礎支援金支給制度全般についての評価.....	24

2-4. 加算支援金について .....	25
(1) 加算支援金の受給状況.....	25
(2) 加算支援金の支給要件.....	26
(3) 加算支援金の支給を受けない理由.....	27
(4) 加算支援金の使途.....	28
(5) 加算支援金の支給要件のわかりやすさ .....	29
(6) 加算支援金制度全般についての評価.....	30
2-5. その他について.....	31
(1) 被災時の損害保険・共済への加入状況と非加入の理由.....	31
(2) 現在の損害保険・共済への加入（継続）状況と加入の理由 .....	32
(3) 今後の損害保険・共済への加入（継続）予定と加入（継続）の理由.....	33
(4) 支援金の支給額削減や支給対象の限定を行う必要性について.....	34
(5) 再建・購入等に必要となった経費に占める各種資金の割合 .....	35
III. 被災都道府県及び被災市町村に対するアンケート調査.....	37
1. 調査概要 .....	37
1-1. 調査対象.....	37
1-2. 調査項目.....	37
1-3. 調査方法.....	39
1-4. 回収結果.....	39
2. 調査結果 .....	40
A. 熊本地震被災県市町村調査.....	40
A-1. 事務手続きについて .....	40
(1) 解体世帯に対する事務手続きの負担.....	40
(2) 解体世帯のほうが事務負担が大きかった理由 .....	40
(3) 長期避難世帯に対する事務手続きの負担.....	41
(4) 長期避難世帯のほうが事務負担が大きかった理由 .....	41
A-2. こころのケアセンター等について .....	42
(1) 設置・運営体制.....	42
(2) 生業の相談等受付状況.....	42
(3) 専門家の協力の有無 .....	42
(4) 専門家の種類 .....	43
B. 都道府県【熊本地震を除く】 .....	44
B-1. 制度の説明について .....	44
(1) 被災市町村に対する支援制度の説明実施状況 .....	44
(2) 被災市町村に対する支援制度の説明方法.....	44
(3) 同一市町村に対する支援制度の説明会実施回数.....	44
(4) 支援制度の説明会開催開始時期 .....	45

(5)	被災市町村に対する独自給付金制度の説明実施状況 .....	45
(6)	被災市町村に対する独自給付金制度の説明方法.....	46
(7)	同一市町村に対する独自給付金制度の説明会実施回数.....	46
(8)	独自給付金制度の説明会開催開始時期 .....	46
(9)	被災世帯に対する支援制度の広報実施状況.....	47
(10)	被災世帯に対する支援制度の広報手段と実施時期 .....	47
B-2.	相談内容について .....	48
(1)	被災市町村からの相談内容と対応状況 .....	48
(2)	被災世帯からの相談内容と対応状況.....	49
B-3.	支援制度の評価と改善点について.....	51
(1)	支援制度の評価（項目別） .....	51
(2)	支援制度の評価（全般） .....	51
B-4.	連携等について.....	52
(1)	他団体との連携状況と具体的内容.....	52
C.	市町村【熊本地震を除く】 .....	53
C-1.	制度の説明や窓口対応の体制.....	53
(1)	国や都道府県からの支援制度の説明の有無 .....	53
(2)	国や都道府県からの支援制度の説明方法と理解度 .....	53
(3)	被災世帯に対する支援制度の広報実施状況.....	54
(4)	被災世帯に対する支援制度の広報手段と実施時期 .....	54
(5)	被災者からの問い合わせが最も多かった時期 .....	55
(6)	被災世帯からの申請書受理開始時期.....	55
(7)	申請書受理開始時期の背景・理由.....	56
(8)	被災者からの申請が最も多かった時期 .....	56
(9)	申請受付の対応状況 .....	57
(10)	説明・相談に対する体制強化の実施状況 .....	57
(11)	被災者情報の各担当部署との共有状況.....	58
(12)	事務手続きの遅滞要因 .....	58
(13)	申請受付時に負担となった作業.....	59
C-2.	相談内容について .....	60
(1)	被災世帯からの相談内容と対応状況.....	60
C-3.	支援制度の評価と改善点について .....	61
(1)	支援制度の評価（項目別） .....	61
(2)	支援制度の評価（全般） .....	61
C-4.	連携等について.....	62
(1)	他団体との連携状況と具体的内容.....	62
(2)	他団体職員の受入状況.....	62

(3)	被災者台帳等を活用したシステムやデータベースの導入状況.....	63
(4)	システム等運用の際の個人情報の取扱について.....	63
(5)	導入したシステム等の種類.....	63
(6)	導入したシステム等の認知経路.....	64
(7)	総合相談窓口の設置状況.....	64
(8)	総合相談窓口の開設時期.....	64
(9)	総合相談窓口で対応した制度や内容.....	65
(10)	総合相談窓口要員派遣要請状況.....	65
(11)	就労に関する支援の実施状況.....	65
(12)	コミュニティ形成に関する支援の実施状況.....	66
(13)	NPO法人や民間団体等との連携状況.....	66
IV.	被災地方公共団体ヒアリング.....	67
1.	調査概要.....	67
1-1.	調査対象.....	67
2.	調査結果.....	68
2-1.	熊本県宇土市.....	68
(1)	被災者生活再建支援制度全般について.....	68
(2)	解体世帯に対する被災者生活再建支援金の支給について.....	68
(3)	長期避難世帯に対する被災者生活再建支援金の支給について.....	69
(4)	被災者生活再建支援金の受付体制について.....	69
(5)	その他.....	70
2-2.	岩手県岩泉町.....	71
(1)	被災者生活再建支援制度の運用について.....	71
(2)	被災者生活再建支援制度の事務手続きについて.....	71
(3)	被災者生活再建支援制度の改善点について.....	71
(4)	その他.....	72
2-3.	鳥取県倉吉市.....	73
(1)	被災者生活再建支援制度の運用について.....	73
(2)	被災者生活再建支援制度の事務手続きについて.....	73
(3)	被災者生活再建支援金の受付体制について.....	74
(4)	その他.....	75

# I. 調査の目的と方法

## 1. 調査の目的

被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた被災世帯に対し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としており、本法に基づく被災者生活再建支援金制度（以下「支援制度」という。）においては、その適正な執行を図ることが重要である。

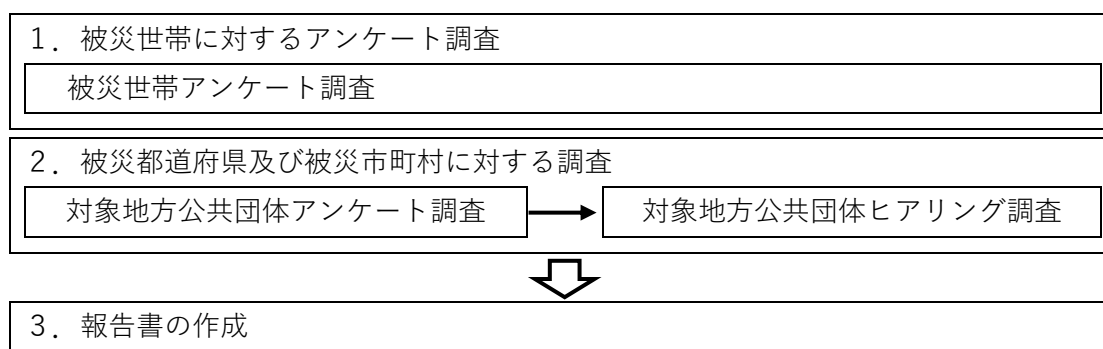
本調査は、支援制度の施行実態等を把握するためのアンケート・ヒアリング調査を実施することにより、今後、多様な被災者、災害態様に対応して本制度を円滑、公平、効率的に運用していく体制を整備するとともに、都道府県等関係機関に対し、助言や情報提供を行い、よりの確かつ迅速な制度運用の実現を図ることにより、被災者の自立した生活再建に資する制度の実現を図ることを目的とする。

## 2. 調査の方法

平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月の間に発生した災害において、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を受けた世帯、及び支援金の支給を受けた世帯が居住していた地方公共団体（以下「対象地方公共団体」という。1 道 5 県、46 市町村）に対し、以下に示すような調査フローに沿って調査を実施した。

具体的には支援金を申請した世帯に対して、アンケート調査により支援制度に対する満足度、支援金の使途、支給申請手続き、再建方法、再建資金の調達方法、制度の評価点、問題点等を把握した。また、対象地方公共団体に対し、アンケート及びヒアリング調査を実施した。

図表 1 調査フロー



### 3. 報告書を読む際の留意点

- 1) 図表中の”n”は質問に対する回答者数を表しており、比率算出時の除数にあたる。
- 2) 図表中の”-”は該当箇所に回答者がいないことを表している。
- 3) 結果数値（%）は表章単位未満を四捨五入してあるので、内訳の足し合わせが合計と一致しないことがある。
- 4) 設問中に特に表記がない限り、回答は1つ（単一回答）である。
- 5) 数値を読み解く際、特に回答者数が少ない層においてはその標本誤差に留意する必要がある。



## II. 被災世帯に対するアンケート調査

### 1. 調査概要

#### 1-1. 調査対象

- ・平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月の間に発生した災害において支援法が適用され、平成 28 年 11 月から平成 29 年 10 月の間に支援金の支給実績があった世帯のうち、2,499 世帯を対象とした（図表 2）。
- ・『平成 28 年鳥取県中部地震』及び『平成 28 年 12 月 22 日に発生した強風による災害』については、支援金の支給を受けた全世帯を対象とした。
- ・『平成 28 年（2016 年）熊本地震』及び『平成 28 年台風第 10 号による災害』については、基礎支援金の支給要件並びに加算支援金の支給状況を勘案し、それぞれ対象世帯数について事前に割付を行ったうえで、対象を無作為抽出した。
- ・なお、調査対象世帯の抽出にあたり、（公財）都道府県会館 被災者生活再建支援基金部から提供されたリストを用いた。

図表 2 対象災害名と対象世帯数

災害名	対象世帯数
平成 28 年（2016 年）熊本地震	1,850 世帯
平成 28 年台風第 10 号による災害	500 世帯
平成 28 年鳥取県中部地震	52 世帯
平成 28 年 12 月 22 日に発生した強風による災害	97 世帯
全体	2,499 世帯

## 1-2. 調査項目

以下の項目について調査を実施した。

図表 3 調査項目一覧

分類		質問項目
世帯の状況	2-1	被災時の世帯主の年齢
		被災時の世帯人数
		被災時の世帯構成
		被災時の住居形態
		被災直後の概ね1か月間の住まいの地域と場所
		現在の住居形態
		住宅を再建する際の重視点
		最終的に決断した住宅の再建方法
		「まだ決断するに至っていない」理由
		被災前1年間の現金収入
		現金の給付による支援状況
		借入れによる支援状況
		住宅再建やその他生活再建の費用について
支援制度	2-2	被災者生活再建支援制度全般についての評価
		制度について「満足」とした理由
		制度について「不満」とした理由
		被災者生活再建支援制度の認知経路とわかりやすさの評価
基礎支援金	2-3	基礎支援金の支給要件
		基礎支援金の使途
		基礎支援金支給制度全般についての評価
加算支援金	2-4	加算支援金の受給状況
		加算支援金の支給要件
		加算支援金の支給を受けない理由
		加算支援金の使途
		加算支援金の支給要件のわかりやすさ
		加算支援金制度全般についての評価
その他	2-5	被災時の損害保険・共済への加入状況と非加入の理由
		現在の損害保険・共済への加入(継続)状況と加入(継続)の理由
		今後の損害保険・共済への加入(継続)予定と加入(継続)の理由
		支援金の支給額削減や支給対象の限定を行う必要性について
		再建・購入等に必要となった経費に占める各種資金の割合

注) 本レポートにおける各質問項目の該当箇所は「2-1」「2-2」等で示している。

### 1-3. 調査方法

郵送配布・郵送回収

### 1-4. 回収結果

回収結果は以下のとおり。

図表 4 アンケートの回収状況

災害名	発送数 (a)	不達数 (b)	有効回答数 (c)	有効回答率 (c/(a-b))
平成 28 年 (2016 年) 熊本地震	1,850	86	916	51.9%
平成 28 年台風第 10 号による災害	500	26	262	55.3%
平成 28 年鳥取県中部地震	52	1	27	52.9%
平成 28 年 12 月 22 日に発生した 強風による災害	97	3	53	56.4%
全体	2,499	117	1,258	52.8%

なお、以降では災害名について、それぞれ『平成 28 年 (2016 年) 熊本地震』を『熊本地震』、『平成 28 年台風第 10 号による災害』を『台風 10 号災害』、『平成 28 年鳥取県中部地震』を『鳥取県中部地震』、『平成 28 年 12 月 22 日に発生した強風による災害』を『糸魚川市駅北大火』と表記する。

## 2. 調査結果

### 2-1. 世帯の状況について

#### (1) 被災時の世帯主の年齢

- ・被災時の世帯主の年齢は「70歳以上」の割合が最も高く 39.7%となっている。
- ・災害別にみると、いずれの災害においても「70歳以上」が高い割合を占めている。

図表 5 被災時の世帯主の年齢

上段:件数 下段:%	合計	20歳 未満	20~29 歳	30~39 歳	40~49 歳	50~59 歳	60~69 歳	70歳 以上	無回答
全体	1258 100.0	8 0.6	27 2.1	52 4.1	107 8.5	211 16.8	333 26.5	500 39.7	20 1.6
熊本地震	916 100.0	6 0.7	22 2.4	38 4.1	78 8.5	164 17.9	253 27.6	341 37.2	14 1.5
台風10号災害	262 100.0	2 0.8	2 0.8	14 5.3	26 9.9	35 13.4	61 23.3	118 45.0	4 1.5
鳥取県中部地震	27 100.0	- -	- -	- -	- -	5 18.5	9 33.3	12 44.4	1 3.7
糸魚川市駅北大火	53 100.0	- -	3 5.7	- -	3 5.7	7 13.2	10 18.9	29 54.7	1 1.9

#### (2) 被災時の世帯人数

- ・被災時の世帯人数は「2人」の割合が最も高く 32.7%となっている。次いで「1人（単身世帯）」が 29.2%となっている。

図表 6 被災時の世帯人数

上段:件数 下段:%	合計	1人 (単身 世帯)	2人	3人	4人	5人 以上	無回答
全体	1258 100.0	367 29.2	411 32.7	204 16.2	127 10.1	135 10.7	14 1.1
熊本地震	916 100.0	259 28.3	286 31.2	154 16.8	93 10.2	114 12.4	10 1.1
台風10号災害	262 100.0	88 33.6	98 37.4	36 13.7	18 6.9	18 6.9	4 1.5
鳥取県中部地震	27 100.0	5 18.5	8 29.6	3 11.1	9 33.3	2 7.4	- -
糸魚川市駅北大火	53 100.0	15 28.3	19 35.8	11 20.8	7 13.2	1 1.9	- -

**(3) 被災時の世帯構成**

・被災時の世帯構成は「親子（親族同居含む）」の割合が最も高く 31.7%となっている。

図表 7 被災時の世帯構成

上段:件数 下段:%	合計	単身 世帯	夫婦のみ	親子 (親族 同居含 む)	3世代 (親族 同居含 む)	兄弟姉 妹など親 族のみ	その他	無回答
全体	1258 100.0	367 29.2	284 22.6	399 31.7	119 9.5	20 1.6	15 1.2	54 4.3
熊本地震	916 100.0	259 28.3	198 21.6	299 32.6	100 10.9	18 2.0	10 1.1	32 3.5
台風10号災害	262 100.0	88 33.6	68 26.0	73 27.9	11 4.2	2 0.8	3 1.1	17 6.5
鳥取県中部地震	27 100.0	5 18.5	4 14.8	10 37.0	5 18.5	- -	- -	3 11.1
糸魚川市駅北大火	53 100.0	15 28.3	14 26.4	17 32.1	3 5.7	- -	2 3.8	2 3.8

**(4) 被災時の住居形態**

・被災時の住居形態は「持家（戸建）」の割合が最も高く 77.8%となっている。

図表 8 被災時の住居形態

上段:件数 下段:%	合計	持家 (戸建)	持家(マ ンション)	公営 住宅	公団・ 公社 の賃貸 住宅	民間の賃 貸住宅	社宅など の給与住 宅	無回答
全体	1258 100.0	979 77.8	10 0.8	19 1.5	5 0.4	219 17.4	14 1.1	12 1.0
熊本地震	916 100.0	684 74.7	9 1.0	13 1.4	4 0.4	190 20.7	7 0.8	9 1.0
台風10号災害	262 100.0	220 84.0	1 0.4	6 2.3	1 0.4	25 9.5	6 2.3	3 1.1
鳥取県中部地震	27 100.0	27 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -
糸魚川市駅北大火	53 100.0	48 90.6	- -	- -	- -	4 7.5	1 1.9	- -

## (5) 被災直後の概ね 1 か月間の住まいの地域と場所

### ① 住まいの地域

- 被災直後の住まいの地域は「被災時と同じ市町村」の割合が最も高く 79.3%となっている。

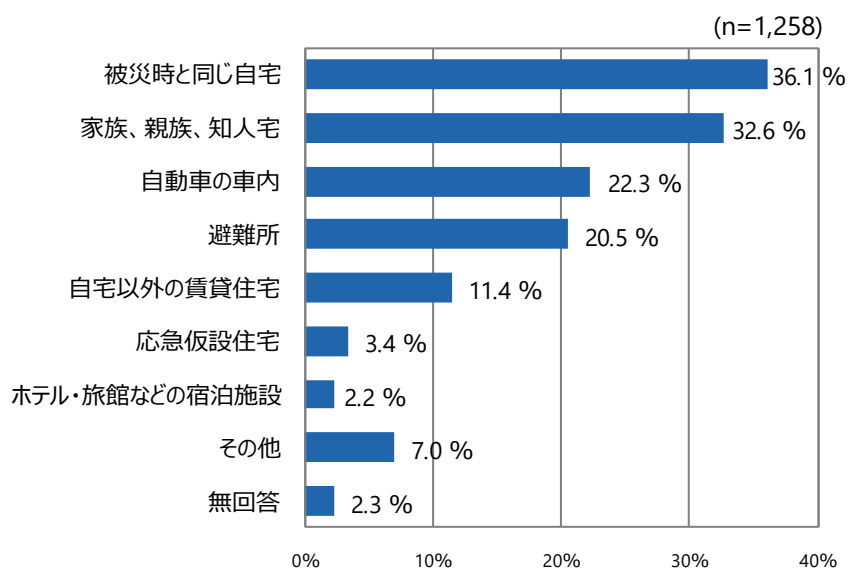
図表 9 被災直後 1 か月の住まいの地域（複数回答）

上段:件数 下段:%	合計	被災時 と同じ 市町村	県内の 他の 市町村	県外	無回答
全体	1258 100.0	998 79.3	200 15.9	44 3.5	62 4.9
熊本地震	916 100.0	697 76.1	171 18.7	41 4.5	47 5.1
台風10号災害	262 100.0	224 85.5	26 9.9	2 0.8	14 5.3
鳥取県中部地震	27 100.0	25 92.6	3 11.1	1 3.7	-
糸魚川市駅北大火	53 100.0	52 98.1	-	-	1 1.9

### ② 住まいの場所

- 被災直後の住まいの場所は「被災時と同じ自宅」の割合が最も高く 36.1%、次いで「家族、親族、知人宅」が 32.6%となっている。

図表 10 被災直後 1 か月の住まいの場所（複数回答）



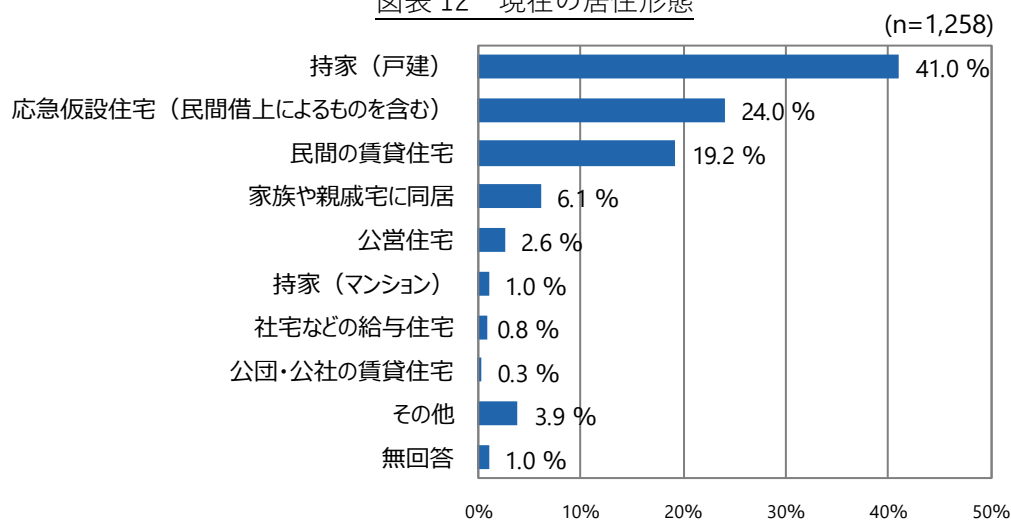
図表 11 災害別の被災直後 1 か月の住まいの場所（複数回答）

上段:件数 下段:%	合計	被災時 と同じ 自宅	家族、 親族、 知人宅	自動車 の車内	避難所	自宅 以外の 賃貸 住宅	応急 仮設 住宅	ホテル・ 旅館など の宿泊 施設	その他	無回答
全体	1258 100.0	454 36.1	410 32.6	281 22.3	258 20.5	144 11.4	43 3.4	28 2.2	88 7.0	29 2.3
熊本地震	916 100.0	304 33.2	310 33.8	277 30.2	212 23.1	103 11.2	33 3.6	14 1.5	67 7.3	19 2.1
台風10号災害	262 100.0	127 48.5	69 26.3	2 0.8	40 15.3	19 7.3	5 1.9	11 4.2	15 5.7	8 3.1
鳥取県中部地震	27 100.0	20 74.1	4 14.8	2 7.4	3 11.1	4 14.8	1 3.7	- -	4 14.8	- -
糸魚川市駅北大火	53 100.0	3 5.7	27 50.9	- -	3 5.7	18 34.0	4 7.5	3 5.7	2 3.8	2 3.8

## (6) 現在の住居形態

- ・現在の住居形態は「持家（戸建）」の割合が最も高く 41.0%、次いで「応急仮設住宅（民間借上によるものを含む）」が 24.0%となっている。

図表 12 現在の居住形態



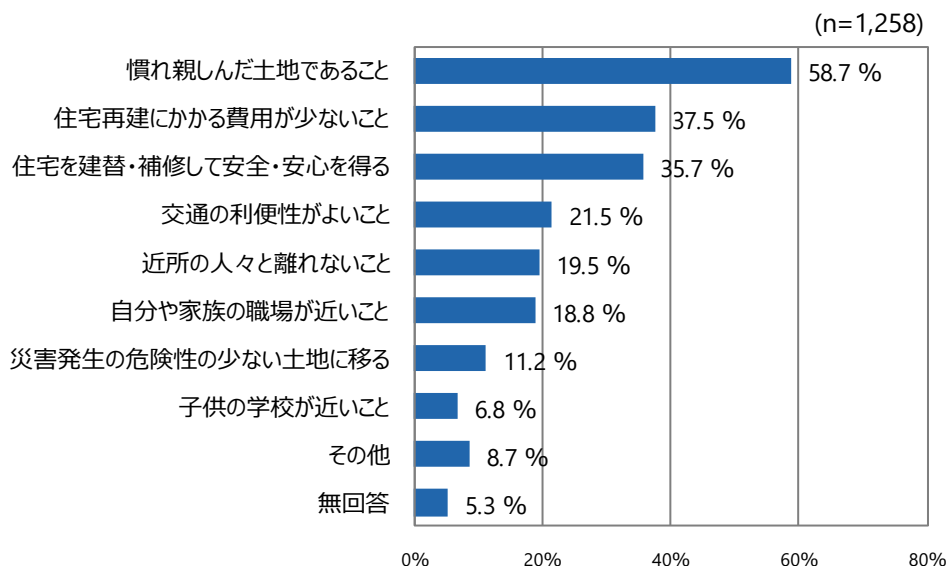
図表 13 災害別の現在の居住形態

上段:件数 下段:%	合計	持家 (戸建)	応急 仮設 住宅	民間の 賃貸住 宅	家族や 親戚宅 に同居	公営 住宅	持家(マ ンション)	社宅など の給与 住宅	公団・公 社の賃 貸住宅	その他	無回答
全体	1258 100.0	516 41.0	302 24.0	241 19.2	77 6.1	33 2.6	13 1.0	10 0.8	4 0.3	49 3.9	13 1.0
熊本地震	916 100.0	318 34.7	257 28.1	194 21.2	61 6.7	20 2.2	10 1.1	4 0.4	4 0.4	37 4.0	11 1.2
台風10号災害	262 100.0	160 61.1	33 12.6	30 11.5	12 4.6	8 3.1	2 0.8	6 2.3	- -	9 3.4	2 0.8
鳥取県中部地震	27 100.0	23 85.2	- -	2 7.4	1 3.7	- -	- -	- -	- -	1 3.7	- -
糸魚川市駅北大火	53 100.0	15 28.3	12 22.6	15 28.3	3 5.7	5 9.4	1 1.9	- -	- -	2 3.8	- -

(7) 住宅を再建する際の重視点

・住宅を再建する際の重視点は「慣れ親しんだ土地であること」の割合が最も高く 58.7% で半数以上が回答。次いで「住宅再建にかかる費用が少ないこと」が 37.5%、「住宅を建替・補修して安全・安心を得る」が 35.7%となっている。

図表 14 住宅再建の重視点 (複数回答)



図表 15 災害別の住宅再建の重視点 (複数回答)

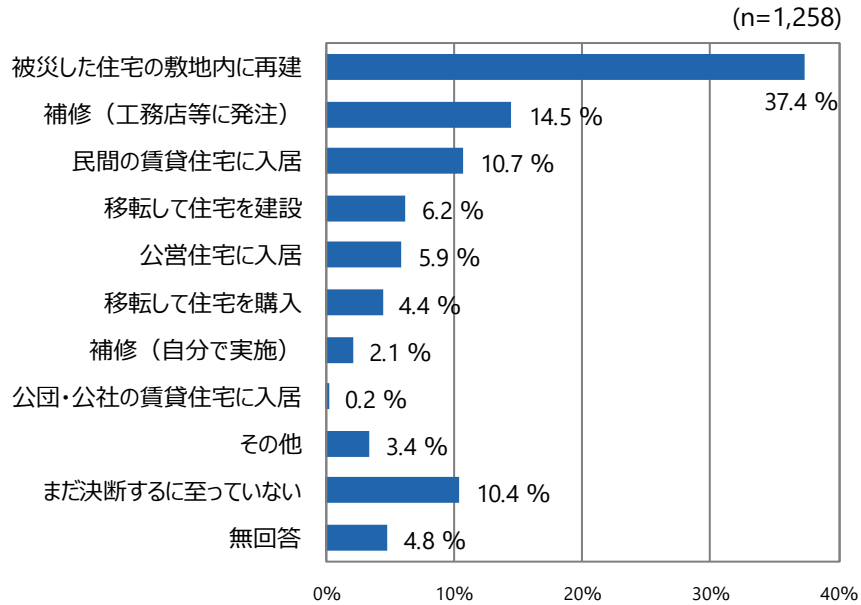
上段:件数 下段:%	合計	慣れ親しんだ土地であること	住宅再建にかかる費用が少ないこと	住宅を建替・補修して安全・安心を得る	交通の利便性がよいこと	近所の人々と離れないこと	自分や家族の職場が近いこと	災害発生の危険性の少ない土地に移る	子供の学校が近いこと	その他	無回答
全体	1258 100.0	739 58.7	472 37.5	449 35.7	270 21.5	245 19.5	237 18.8	141 11.2	86 6.8	109 8.7	67 5.3
熊本地震	916 100.0	544 59.4	345 37.7	336 36.7	220 24.0	188 20.5	190 20.7	102 11.1	75 8.2	79 8.6	43 4.7
台風10号災害	262 100.0	143 54.6	107 40.8	84 32.1	30 11.5	34 13.0	30 11.5	34 13.0	6 2.3	22 8.4	19 7.3
鳥取県中部地震	27 100.0	17 63.0	9 33.3	19 70.4	3 11.1	5 18.5	3 11.1	2 7.4	1 3.7	2 7.4	2 7.4
糸魚川市駅北大火	53 100.0	35 66.0	11 20.8	10 18.9	17 32.1	18 34.0	14 26.4	3 5.7	4 7.5	6 11.3	3 5.7



(8) 最終的に決断した住宅の再建方法

- ・最終的に決断した住宅の再建方法は「被災した住宅の敷地内に再建」の割合が最も高く 37.4%となっている。
- ・「まだ決断するに至っていない」の割合は 10.4%と、全体の 1 割程度となっている。

図表 16 最終的に決断した住宅の再建方法



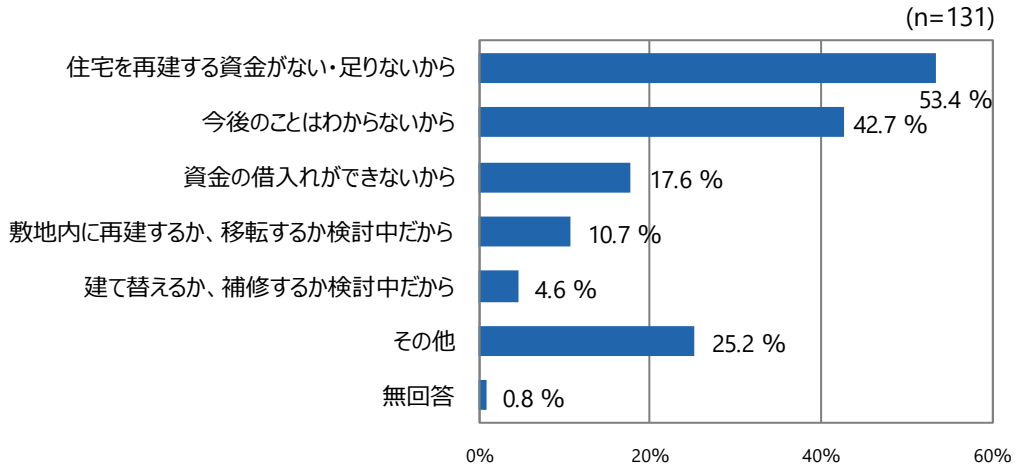
図表 17 災害別の最終的に決断した住宅の再建方法

上段:件数 下段:%	合計	被災した住宅の敷地内に再建	補修 (工務店等に発注)	民間の賃貸住宅に入居	移転して住宅を建設	公営住宅に入居	移転して住宅を購入	補修 (自分で実施)	公団・公社の賃貸住宅に入居	その他	まだ決断するに至っていない	無回答
全体	1258 100.0	470 37.4	183 14.5	134 10.7	78 6.2	74 5.9	55 4.4	27 2.1	2 0.2	43 3.4	131 10.4	61 4.8
熊本地震	916 100.0	402 43.9	70 7.6	123 13.4	53 5.8	56 6.1	40 4.4	10 1.1	1 0.1	31 3.4	99 10.8	31 3.4
台風10号災害	262 100.0	30 11.5	104 39.7	10 3.8	13 5.0	15 5.7	10 3.8	17 6.5	1 0.4	10 3.8	27 10.3	25 9.5
鳥取県中部地震	27 100.0	14 51.9	8 29.6	-	1 3.7	-	-	-	-	1 3.7	-	3 11.1
糸魚川市駅北大火	53 100.0	24 45.3	1 1.9	1 1.9	11 20.8	3 5.7	5 9.4	-	-	1 1.9	5 9.4	2 3.8

(9) 「まだ決断するに至っていない」理由

・「住宅を再建する資金がない・足りないから」の割合が最も高く、53.4%と半数を超えている。次いで「今後のことはわからないから」が42.7%となっている。

図表 18 「まだ決断に至っていない」理由（複数回答）



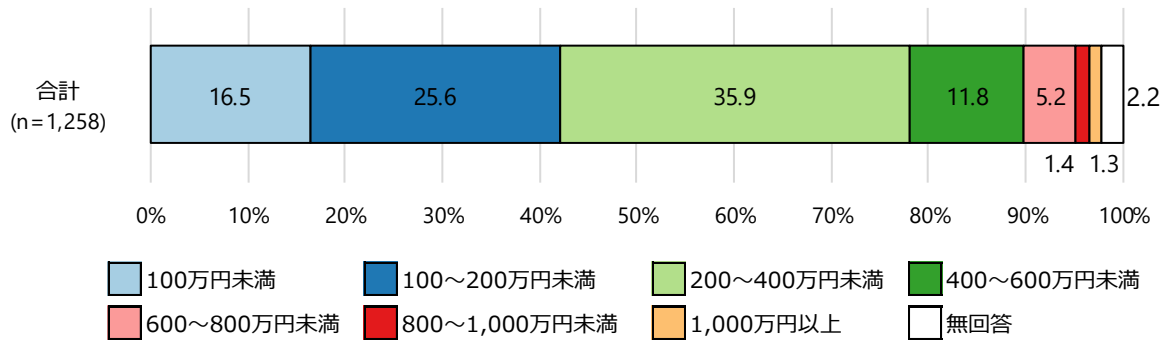
図表 19 災害別の「まだ決断に至っていない」理由（複数回答）

上段:件数 下段:%	合計	住宅を再 建する資 金がない・足りないから	今後のこ とはわから ないから	資金の借 入れがで きないから	敷地内に 再建する か、移転 するか検 討中だか ら	建て替え るか、補 修するか 検討中だ から	その他	無回答
全体	131 100.0	70 53.4	56 42.7	23 17.6	14 10.7	6 4.6	33 25.2	1 0.8
熊本地震	99 100.0	52 52.5	45 45.5	20 20.2	12 12.1	2 2.0	27 27.3	1 1.0
台風10号災害	27 100.0	17 63.0	8 29.6	3 11.1	1 3.7	4 14.8	5 18.5	-
鳥取県中部地震	-	-	-	-	-	-	-	-
糸魚川市駅北大火	5 100.0	1 20.0	3 60.0	-	1 20.0	-	1 20.0	-

(10) 被災前1年間の現金収入

- ・被災前1年間の現金収入は「200～400万円未満」の割合が最も高く 35.9%となっている。
- ・現金収入が400万円未満とした回答の合計は 78.0%となっている。

図表 20 被災前1年間の現金収入



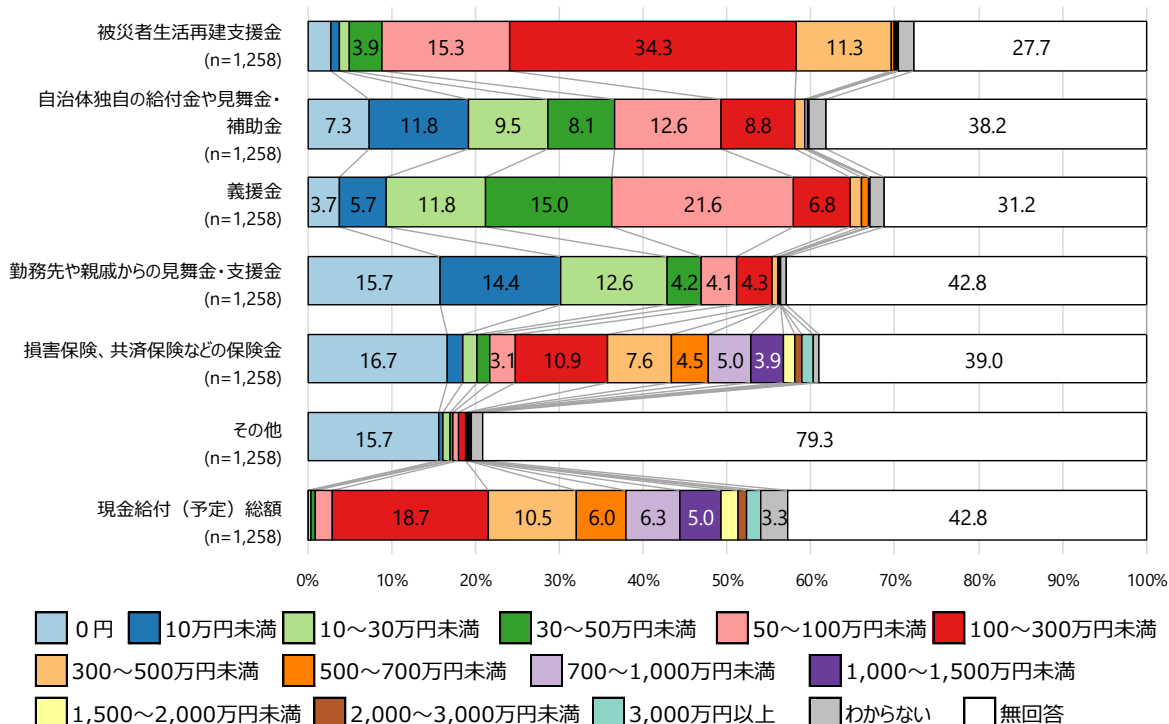
図表 21 災害別の被災前1年間の現金収入

上段:件数 下段:%	合計	100万円 未満	100～ 200万円 未満	200～ 400万円 未満	400～ 600万円 未満	600～ 800万円 未満	800～ 1,000万 円未満	1,000万 円以上	無回答
全体	1258 100.0	208 16.5	322 25.6	451 35.9	149 11.8	66 5.2	18 1.4	16 1.3	28 2.2
熊本地震	916 100.0	147 16.0	232 25.3	327 35.7	111 12.1	51 5.6	15 1.6	14 1.5	19 2.1
台風10号災害	262 100.0	56 21.4	72 27.5	89 34.0	25 9.5	8 3.1	3 1.1	-	9 3.4
鳥取県中部地震	27 100.0	3 11.1	5 18.5	12 44.4	2 7.4	4 14.8	-	1 3.7	-
糸魚川市駅北大火	53 100.0	2 3.8	13 24.5	23 43.4	11 20.8	3 5.7	-	1 1.9	-

### (11) 現金の給付による支援状況

- ・『被災者生活再建支援金』は「100～300万円未満」の割合が最も高く34.3%となっている。
- ・『自治体独自の給付金や見舞金・半壊世帯への補助金』は「50～100万円未満」の割合が最も高く12.6%となっている。
- ・『義援金』は「50～100万円未満」の割合が最も高く21.6%となっている。
- ・『損害保険、共済保険などの保険金』が500万円以上とした回答の合計は17.0%、100万円以上とした回答の合計は35.5%となっている。
- ・『現金給付（予定）総額』は「100～300万円未満」の割合が最も高く18.7%となっている。また、500万円以上とした回答の合計は21.9%となっている。

図表 22 現金の給付による支援状況



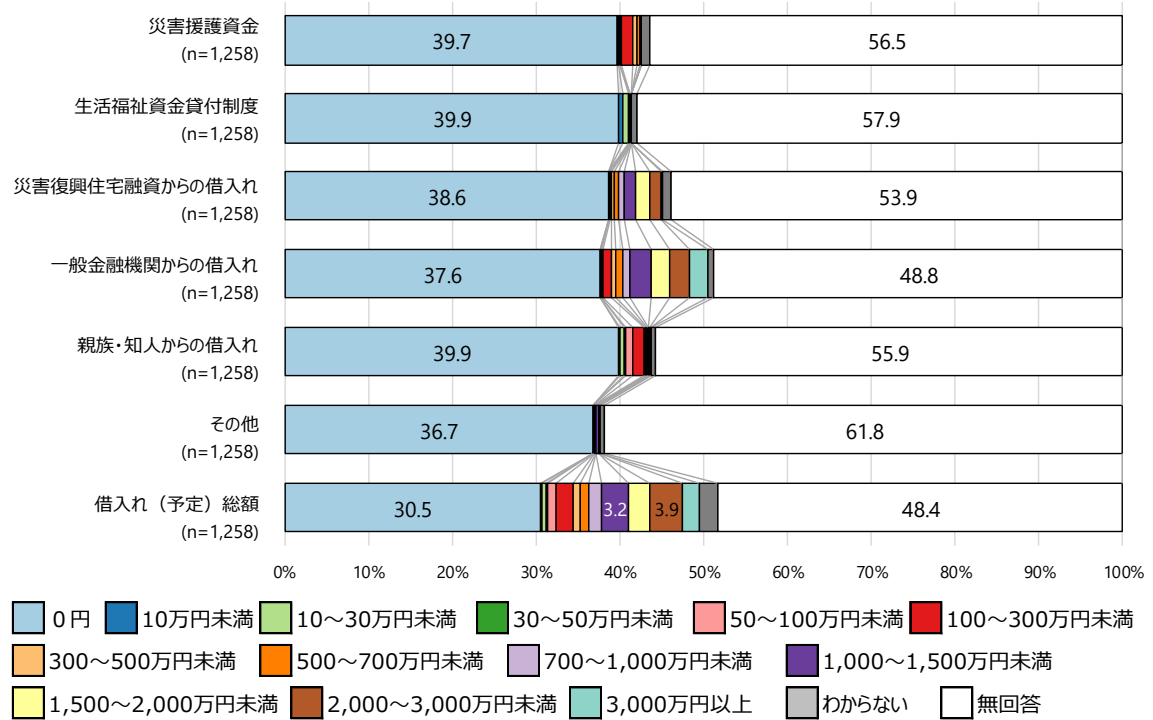
図表 23 項目別の現金の給付による支援状況

上段:件数 下段:%	合計	0円 (現金 給付なし)	10万円 未満	10万円 以上 30万円 未満	30万円 以上 50万円 未満	50万円 以上 100万 円未満	100万 円 以上 300万 円未満	300万 円 以上 500万 円未満	500万 円 以上 700万 円未満	700万 円 以上 1,000万 円未満	1,000 万円 以上 1,500 万円 未満	1,500 万円 以上 2,000 万円 未満	2,000 万円 以上 3,000 万円 未満	3,000 万円 以上	わから ない	無回答
被災者生活再建 支援金	1258 100.0	34 2.7	12 1.0	15 1.2	49 3.9	192 15.3	431 34.3	142 11.3	5 0.4	2 0.2	1 0.1	- -	1 0.1	1 0.1	24 1.9	349 27.7
自治体独自の給付金 や見舞金・補助金	1258 100.0	92 7.3	148 11.8	119 9.5	102 8.1	159 12.6	111 8.8	15 1.2	1 0.1	2 0.2	2 0.2	- -	- -	- -	27 2.1	480 38.2
義援金	1258 100.0	47 3.7	72 5.7	148 11.8	189 15.0	272 21.6	86 6.8	18 1.4	10 0.8	1 0.1	1 0.1	- -	- -	- -	22 1.7	392 31.2
勤務先や親戚からの 見舞金・支援金	1258 100.0	198 15.7	181 14.4	159 12.6	53 4.2	52 4.1	54 4.3	8 0.6	3 0.2	2 0.2	- -	- -	- -	- -	9 0.7	539 42.8
損害保険、共済保険 などの保険金	1258 100.0	210 16.7	23 1.8	20 1.6	20 1.6	39 3.1	137 10.9	96 7.6	56 4.5	63 5.0	49 3.9	18 1.4	10 0.8	18 1.4	9 0.7	490 39.0
その他	1258 100.0	198 15.7	5 0.4	11 0.9	5 0.4	7 0.6	10 0.8	3 0.2	2 0.2	- -	2 0.2	1 0.1	- -	- -	16 1.3	998 79.3
現金給付 (予定) 総額	1258 100.0	- -	1 0.1	2 0.2	8 0.6	25 2.0	235 18.7	132 10.5	76 6.0	79 6.3	63 5.0	25 2.0	12 1.0	21 1.7	41 3.3	538 42.8

(12) 借入れによる支援状況

- ・いずれの項目においても「0円（借入れなし）」が30%台後半の割合を占めている。
- ・『借入れ（予定）総額』をみると、「0円（借入れなし）」が30.5%となっており、一方で金額の多寡を問わず、借入れをしているのは全体の18.9%となっている。

図表 24 借入れによる支援状況



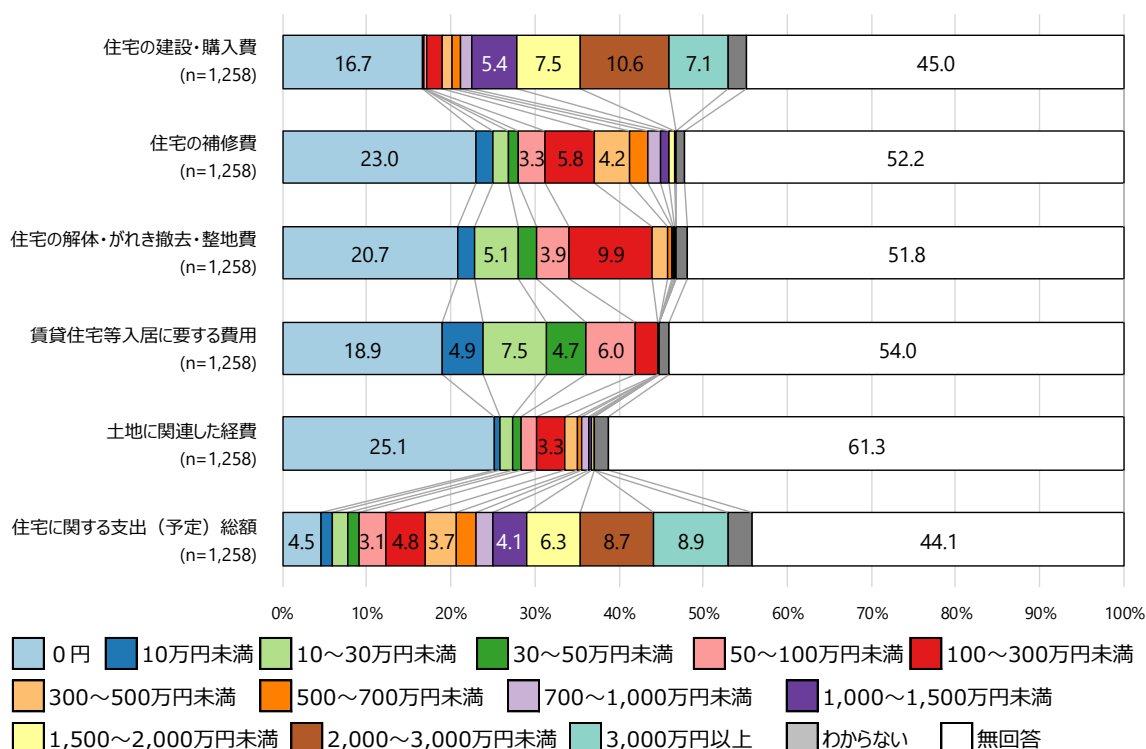
図表 25 項目別の借入れによる支援状況

上段:件数 下段:%	合計	0円 (借入れ なし)	10万円 未満	10万円 以上 30万円 未満	30万円 以上 50万円 未満	50万円 以上 100万 円未満	100万 円 以上 300万 円未満	300万 円 以上 500万 円未満	500万 円 以上 700万 円未満	700万 円 以上 1,000万 円未満	1,000 万円 以上 1,500 万円 未満	1,500 万円 以上 2,000 万円 未満	2,000 万円 以上 3,000 万円 未満	3,000 万円 以上	わから ない	無回答
災害援護資金 (貸付・融資)	1258 100.0	500 39.7	1 0.1	3 0.2	- -	3 0.2	17 1.4	6 0.5	4 0.3	1 0.1	- -	- -	1 0.1	- -	11 0.9	711 56.5
生活福祉資金 貸付制度	1258 100.0	502 39.9	5 0.4	9 0.7	2 0.2	- -	1 0.1	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	10 0.8	729 57.9
災害復興住宅融資 からの借入れ	1258 100.0	486 38.6	- -	- -	1 0.1	1 0.1	1 0.1	5 0.4	7 0.6	8 0.6	18 1.4	20 1.6	17 1.4	3 0.2	13 1.0	678 53.9
一般金融機関からの 借入れ	1258 100.0	473 37.6	- -	2 0.2	- -	3 0.2	13 1.0	6 0.5	10 0.8	10 0.8	31 2.5	28 2.2	32 2.5	28 2.2	8 0.6	614 48.8
親族・知人からの 借入れ	1258 100.0	502 39.9	2 0.2	6 0.5	2 0.2	10 0.8	16 1.3	3 0.2	3 0.2	1 0.1	- -	2 0.2	2 0.2	- -	6 0.5	703 55.9
その他	1258 100.0	462 36.7	- -	- -	- -	2 0.2	1 0.1	1 0.1	- -	1 0.1	3 0.2	1 0.1	1 0.1	- -	8 0.6	778 61.8
借入れ (予定) 総額	1258 100.0	384 30.5	2 0.2	8 0.6	1 0.1	12 1.0	25 2.0	11 0.9	12 1.0	19 1.5	40 3.2	33 2.6	49 3.9	26 2.1	27 2.1	609 48.4

### (13) 住宅再建やその他生活再建の費用について

- ・『住宅の建設・購入費』の出費金額のうち、最も割合が高いのは「2,000～3,000 万円未満」で 10.6%、次いで「1,500～2,000 万円未満」が 7.5%、「3,000 万円以上」が 7.1%となっている。
- ・『住宅の補修費』の出費金額のうち、最も割合が高いのは「100～300 万円未満」で 5.8%となっている。
- ・『住宅の解体・がれき撤去・整地費』の出費金額のうち、最も割合が高いのは「100～300 万円未満」で 9.9%となっている。
- ・『住宅に関する支出（予定）総額』の出費金額のうち、最も割合が高いのは「3,000 万円以上」で 8.9%となっている。

図表 26 住宅再建の費用について

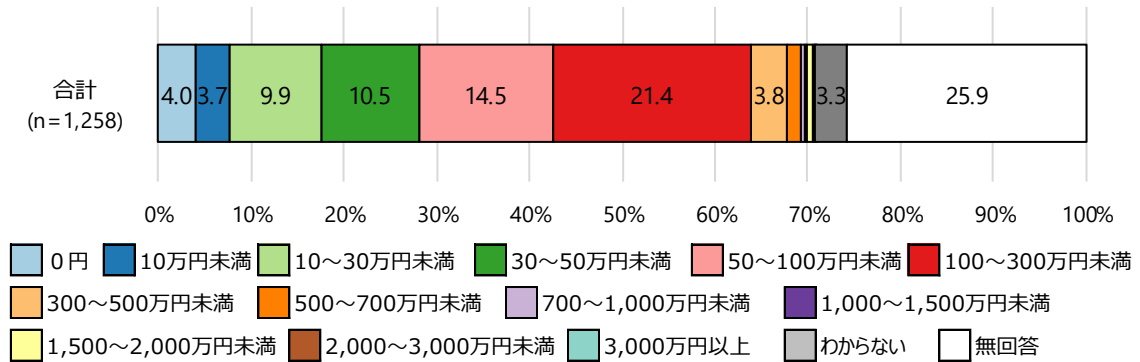


図表 27 項目別の住宅再建費用について

上段:件数 下段:%	合計	0円	10万円未満	10万円以上 30万円未満	30万円以上 50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 300万円未満	300万円以上 500万円未満	500万円以上 700万円未満	700万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 1,500万円未満	1,500万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 3,000万円未満	3,000万円以上	わからない	無回答
住宅の建設・購入費	1258 100.0	210 16.7	1 0.1	1 0.1	-	2 0.2	25 2.0	14 1.1	12 1.0	16 1.3	68 5.4	94 7.5	133 10.6	89 7.1	27 2.1	566 45.0
住宅の補修費	1258 100.0	289 23.0	26 2.1	21 1.7	15 1.2	41 3.3	73 5.8	53 4.2	27 2.1	20 1.6	13 1.0	8 0.6	2 0.2	1 0.1	12 1.0	657 52.2
住宅の解体・がれき撤去・整地費	1258 100.0	261 20.7	27 2.1	64 5.1	28 2.2	49 3.9	125 9.9	22 1.7	8 0.6	3 0.2	1 0.1	1 0.1	-	-	17 1.4	652 51.8
賃貸住宅等入居に要する費用	1258 100.0	238 18.9	62 4.9	94 7.5	59 4.7	76 6.0	33 2.6	2 0.2	-	-	-	-	-	-	15 1.2	679 54.0
土地に関連した経費	1258 100.0	316 25.1	10 0.8	17 1.4	12 1.0	24 1.9	42 3.3	19 1.5	8 0.6	10 0.8	4 0.3	4 0.3	1 0.1	-	20 1.6	771 61.3
住宅に関する支出（予定）総額	1258 100.0	56 4.5	18 1.4	23 1.8	18 1.4	39 3.1	61 4.8	46 3.7	28 2.2	25 2.0	52 4.1	79 6.3	109 8.7	112 8.9	37 2.9	555 44.1

- ・家電製品、冷暖房器具、家具、寝具、車の購入、修理など、住宅・土地関係以外の生活再建に必要な経費の支出（予定）総額をみると、「100～300万円未満」の割合が最も高く 21.4%となっている。

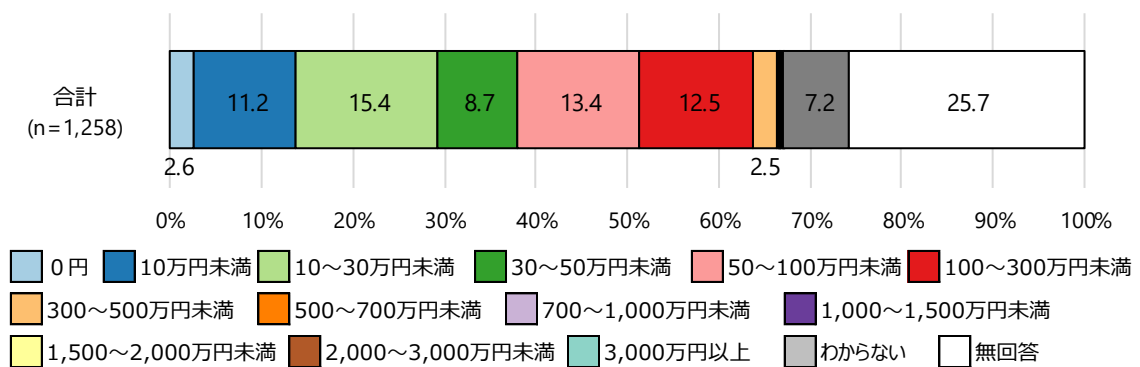
図表 28 住宅・土地関係以外の生活再建の費用について



上段:件数 下段:%	合計	0円	10万円 未満	10万円 以上 30万円 未満	30万円 以上 50万円 未満	50万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 300万円 未満	300万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 700万円 未満	700万円 以上 1,000万 円未満	1,000 万円 以上 1,500 万円 未満	1,500 万円 以上 2,000 万円 未満	2,000 万円 以上 3,000 万円 未満	3,000 万円 以上	わから ない	無回答
全体	1258 100.0	50 4.0	46 3.7	124 9.9	132 10.5	183 14.5	269 21.4	48 3.8	19 1.5	6 0.5	4 0.3	7 0.6	2 0.2	1 0.1	41 3.3	326 25.9

- ・食料、日用雑貨などの購入、病気・負傷などの医療費など、日常の生活に必要な経費の支出（予定）総額をみると、「10～30万円未満」の割合が最も高く 15.4%となっている。

図表 29 日常の生活に必要な生活再建の費用について



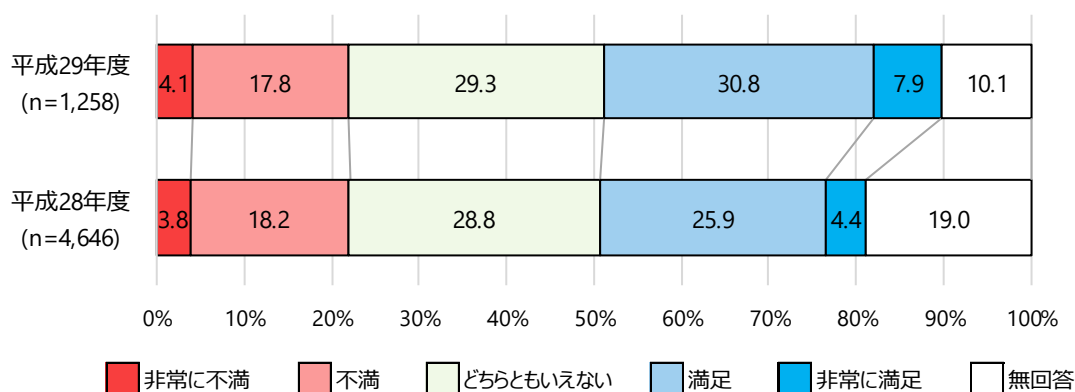
上段:件数 下段:%	合計	0円	10万円 未満	10万円 以上 30万円 未満	30万円 以上 50万円 未満	50万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 300万円 未満	300万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 700万円 未満	700万円 以上 1,000万 円未満	1,000 万円 以上 1,500 万円 未満	1,500 万円 以上 2,000 万円 未満	2,000 万円 以上 3,000 万円 未満	3,000 万円 以上	わから ない	無回答
全体	1258 100.0	33 2.6	141 11.2	194 15.4	109 8.7	168 13.4	157 12.5	32 2.5	3 0.2	2 0.2	3 0.2	1 0.1	- -	1 0.1	91 7.2	323 25.7

## 2-2. 支援制度について

### (1) 被災者生活再建支援制度全般についての評価

- ・支援制度全般についての評価は「満足」の割合が最も高く 30.8%となっている。
- ・「非常に満足」と「満足」の合計は 38.7%となっている。

図表 30 被災者生活再建支援制度全般についての評価



図表 31 災害別の被災者生活再建支援制度全般についての評価

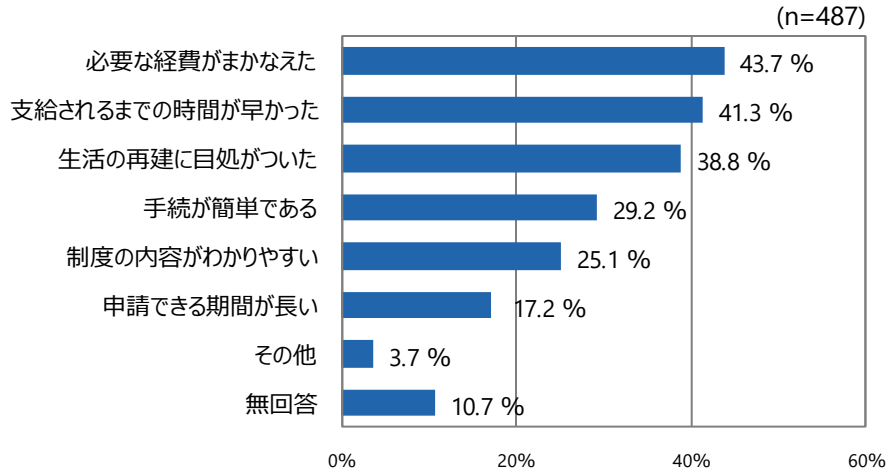
上段:件数 下段:%	合計	非常に 不満	不満	どちらとも いえない	満足	非常に 満足	無回答
全体	1258 100.0	51 4.1	224 17.8	369 29.3	388 30.8	99 7.9	127 10.1
熊本地震	916 100.0	34 3.7	156 17.0	266 29.0	298 32.5	74 8.1	88 9.6
台風10号災害	262 100.0	16 6.1	58 22.1	83 31.7	57 21.8	11 4.2	37 14.1
鳥取県中部地震	27 100.0	1 3.7	6 22.2	6 22.2	11 40.7	2 7.4	1 3.7
糸魚川市駅北大火	53 100.0	- -	4 7.5	14 26.4	22 41.5	12 22.6	1 1.9



(2) 制度について「満足」とした理由

・制度について「非常に満足」または「満足」と回答した理由について、割合の高い順に「必要な経費がまかなえた」が 43.7%、「支給されるまでの時間が早かった」が 41.3%、「生活の再建に目処がついた」が 38.8%となっている。

図表 32 制度について「満足」とした理由（複数回答）



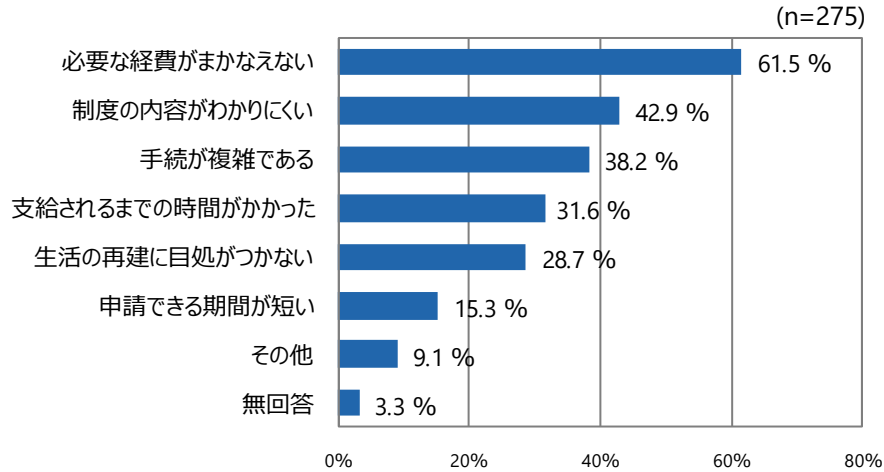
図表 33 災害別の制度について「満足」とした理由（複数回答）

上段:件数 下段:%	合計	必要な経費がまかなえた	支給されるまでの時間が早かった	生活の再建に目処がついた	手続きが簡単である	制度の内容がわかりやすい	申請できる期間が長い	その他	無回答
全体	487 100.0	213 43.7	201 41.3	189 38.8	142 29.2	122 25.1	84 17.2	18 3.7	52 10.7
熊本地震	372 100.0	162 43.5	146 39.2	141 37.9	95 25.5	91 24.5	73 19.6	13 3.5	42 11.3
台風10号災害	68 100.0	30 44.1	28 41.2	28 41.2	25 36.8	17 25.0	10 14.7	2 2.9	6 8.8
鳥取県中部地震	13 100.0	4 30.8	6 46.2	5 38.5	1 7.7	2 15.4	-	-	3 23.1
糸魚川市駅北大火	34 100.0	17 50.0	21 61.8	15 44.1	21 61.8	12 35.3	1 2.9	3 8.8	1 2.9

(3) 制度について「不満」とした理由

・制度について「非常に不満」または「不満」と回答した理由について、割合の高い順に「必要な経費がまかなえない」が61.5%、「制度の内容がわかりにくい」が42.9%、「手続きが複雑である」が38.2%となっている。

図表 34 制度について「不満」とした理由（複数回答）



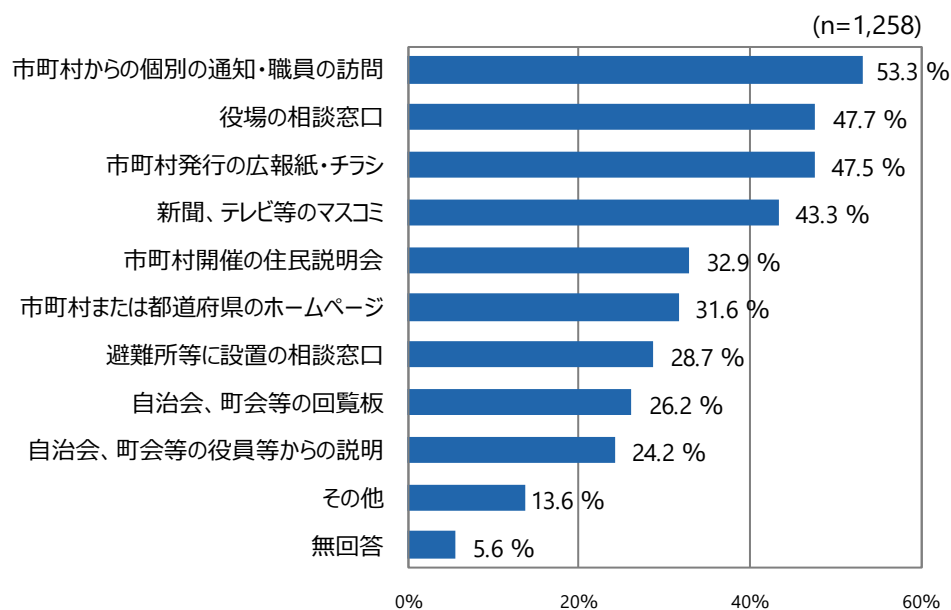
図表 35 災害別の制度について「不満」とした理由（複数回答）

上段:件数 下段:%	合計	必要な経費がまかなえない	制度の内容がわかりにくい	手続きが複雑である	支給されるまでの時間がかかった	生活の再建に目処がつかない	申請できる期間が短い	その他	無回答
全体	275 100.0	169 61.5	118 42.9	105 38.2	87 31.6	79 28.7	42 15.3	25 9.1	9 3.3
熊本地震	190 100.0	116 61.1	81 42.6	76 40.0	54 28.4	55 28.9	31 16.3	15 7.9	6 3.2
台風10号災害	74 100.0	47 63.5	30 40.5	24 32.4	33 44.6	21 28.4	11 14.9	8 10.8	2 2.7
鳥取県中部地震	7 100.0	4 57.1	4 57.1	4 57.1	-	2 28.6	-	2 28.6	1 14.3
糸魚川市駅北大火	4 100.0	2 50.0	3 75.0	1 25.0	-	1 25.0	-	-	-

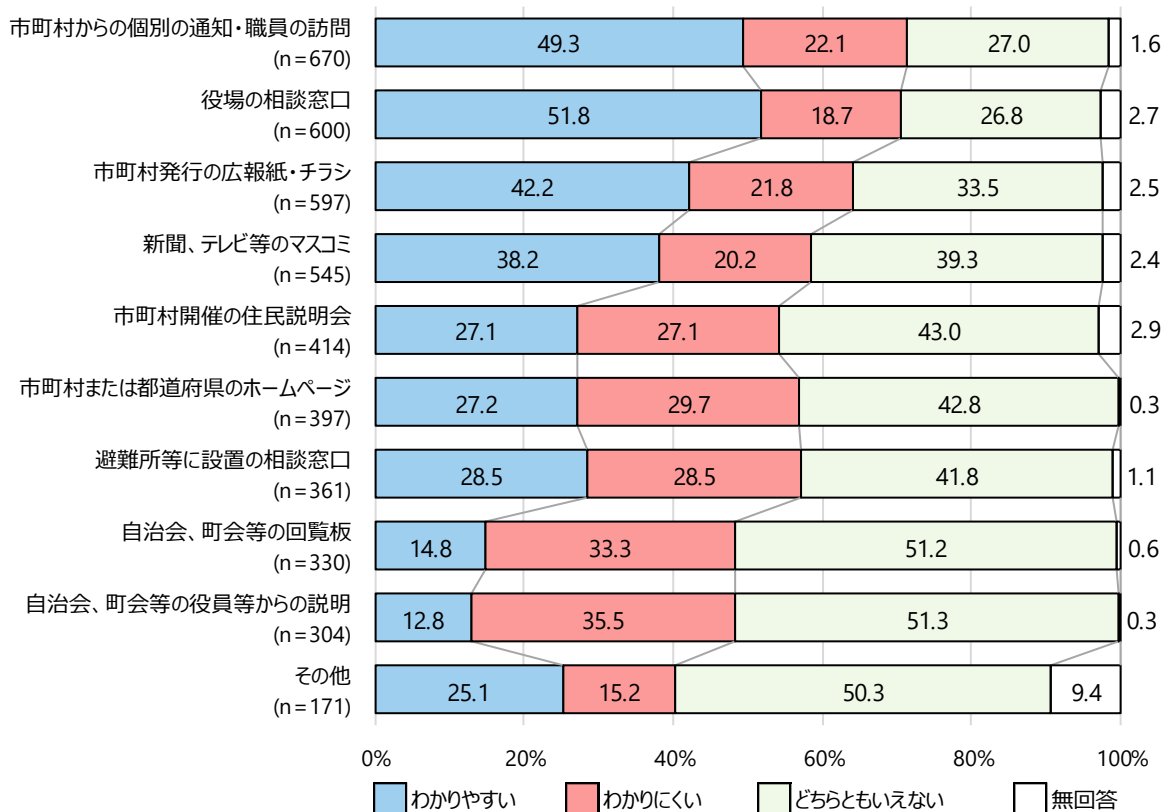
#### (4) 被災者生活再建支援制度の認知経路とわかりやすさの評価

- ・支援制度の認知経路は「市町村からの個別の通知・職員の訪問」の割合が最も高く 53.3%、次いで「役場の相談窓口」47.7%、「市町村発行の広報紙・チラシ」47.5%となっている。
- ・わかりやすさの評価では『役場の相談窓口』が最も評価が高く 51.8%、次いで『市町村からの個別の通知・職員の訪問』が 49.3%、『市町村発行の広報紙・チラシ』が 42.2%となっている。

図表 36 被災者生活再建支援制度の認知経路（複数回答）



図表 37 被災者生活再建支援制度の認知経路別わかりやすさの評価

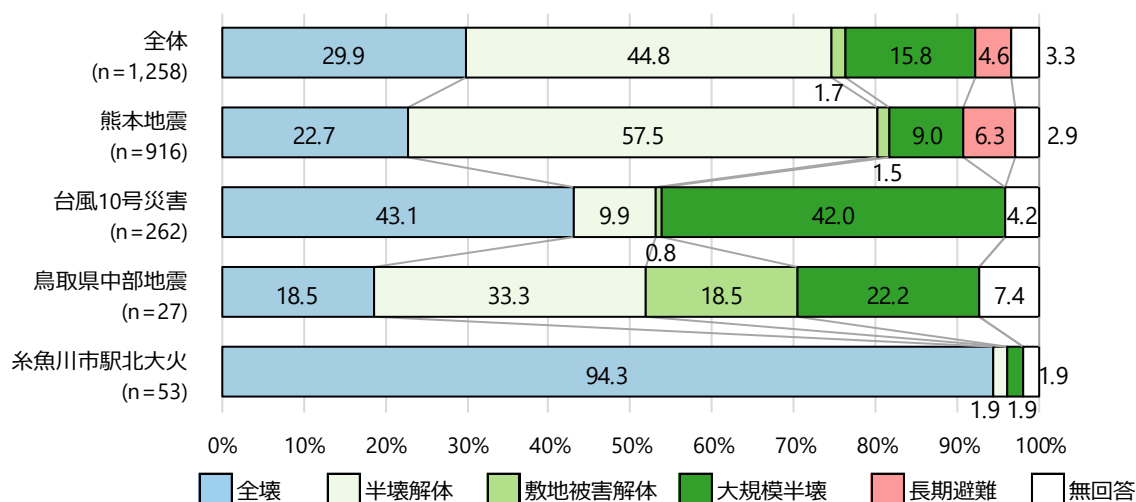


### 2-3. 基礎支援金について

#### (1) 基礎支援金の支給要件

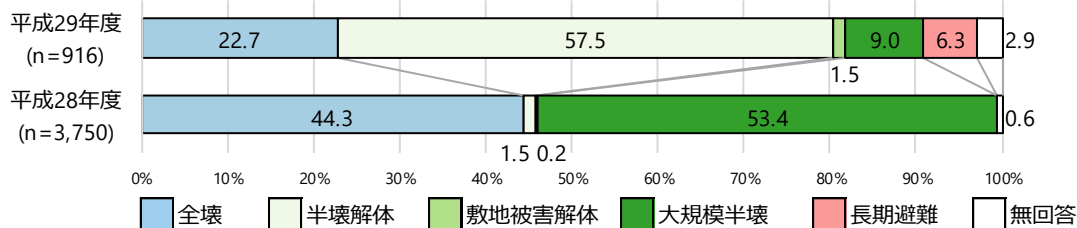
- ・『熊本地震』では「半壊解体」の割合が最も高く 57.5%と半数以上を占めている。
- ・『台風 10 号災害』では「全壊」の割合が最も高く 43.1%、僅差で「大規模半壊」が 42.0%となっている。
- ・『鳥取県中部地震』では「半壊解体」の割合が最も高く 33.3%となっている。
- ・『糸魚川市駅北大火』では「全壊」の割合が圧倒的に高く 94.3%を占めている。
- ・なお、【参考】として平成 28 年度調査における『熊本地震』の回答を以下に示す。被災してからの経過に従い、支給要件が変化している。

図表 38 災害別の基礎支援金の支給要件



上段:件数 下段:%	合計	全壊	半壊解体	敷地被害 解体	大規模 半壊	長期避難	無回答
全体	1258	376	563	21	199	58	41
	100.0	29.9	44.8	1.7	15.8	4.6	3.3
熊本地震	916	208	527	14	82	58	27
	100.0	22.7	57.5	1.5	9.0	6.3	2.9
台風10号災害	262	113	26	2	110	-	11
	100.0	43.1	9.9	0.8	42.0	-	4.2
鳥取県中部地震	27	5	9	5	6	-	2
	100.0	18.5	33.3	18.5	22.2	-	7.4
糸魚川市駅北大火	53	50	1	-	1	-	1
	100.0	94.3	1.9	-	1.9	-	1.9

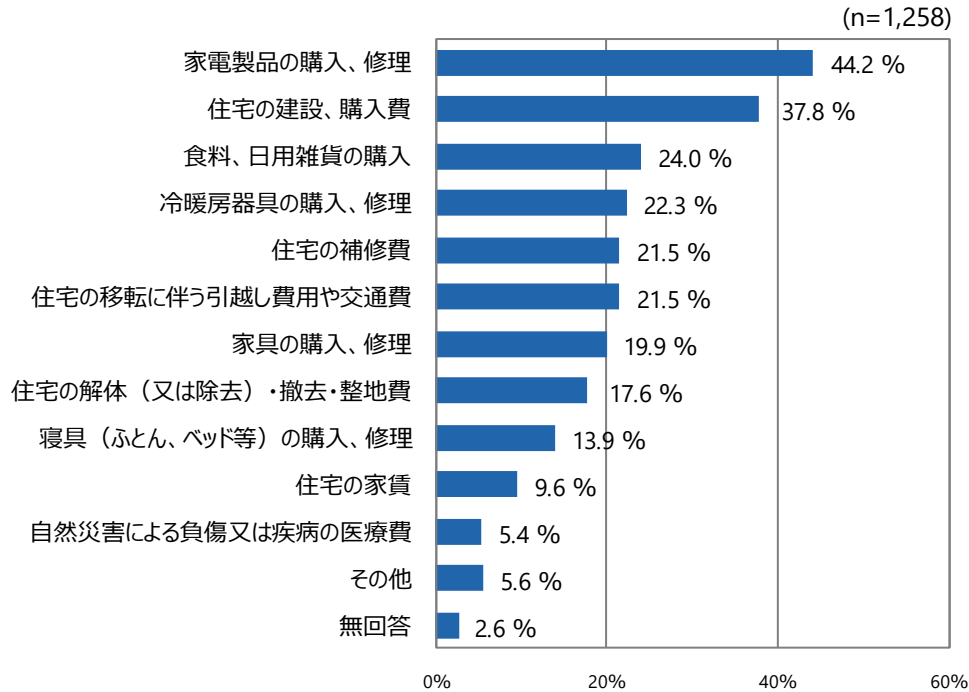
#### 【参考】『熊本地震』平成 28 年度調査結果との比較



(2) 基礎支援金の使途

・基礎支援金の使途は、回答の割合が高い順に「家電製品の購入、修理」が 44.2%、「住宅の建設、購入費」が 37.8%、「食料、日用雑貨の購入」が 24.0%となっている。

図表 39 基礎支援金の使途 (複数回答)



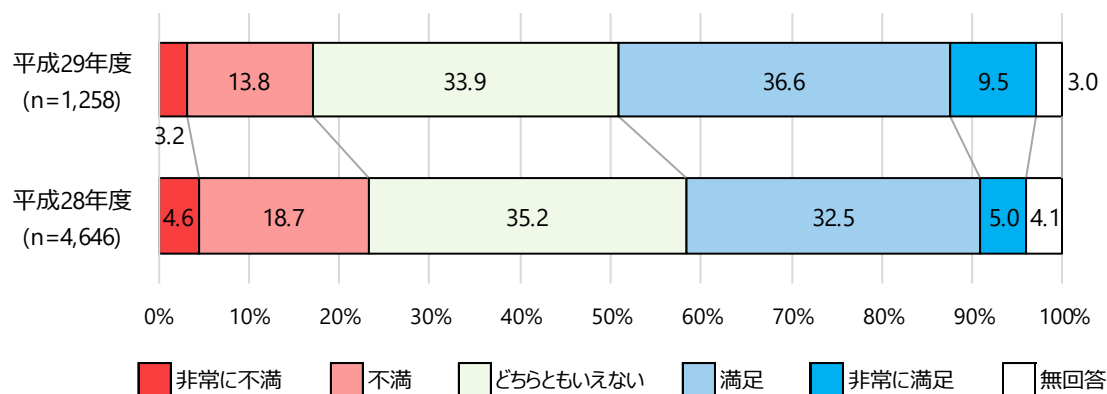
図表 40 災害別の基礎支援金の使途 (複数回答)

上段:件数 下段:%	合計	家電 製品の 購入、 修理	住宅の 建設、 購入費	食料、 日用雑 貨の購 入	冷暖房 器具の 購入、 修理	住宅の 補修費	住宅の 移転に 伴う引 越し 費用や 交通費	家具の 購入、 修理	住宅の 解体・ 撤去・ 整地費	寝具の 購入、 修理	住宅の 家賃	自然災 害によ る負傷 又は 疾病の 医療費	その他	無回答
全体	1258 100.0	556 44.2	475 37.8	302 24.0	280 22.3	271 21.5	270 21.5	250 19.9	221 17.6	175 13.9	121 9.6	68 5.4	71 5.6	33 2.6
熊本地震	916 100.0	381 41.6	412 45.0	211 23.0	199 21.7	118 12.9	239 26.1	160 17.5	173 18.9	115 12.6	97 10.6	53 5.8	45 4.9	23 2.5
台風10号災害	262 100.0	127 48.5	30 11.5	76 29.0	60 22.9	137 52.3	23 8.8	67 25.6	28 10.7	42 16.0	15 5.7	14 5.3	19 7.3	9 3.4
鳥取県中部地震	27 100.0	9 33.3	12 44.4	2 7.4	1 3.7	12 44.4	2 7.4	- -	20 74.1	1 3.7	3 11.1	- -	- -	- -
糸魚川市駅北大火	53 100.0	39 73.6	21 39.6	13 24.5	20 37.7	4 7.5	6 11.3	23 43.4	- -	17 32.1	6 11.3	1 1.9	7 13.2	1 1.9

### (3) 基礎支援金支給制度全般についての評価

- ・基礎支援金全般についての評価は「満足」の割合が最も高く 36.6%となっている。
- ・「非常に満足」と「満足」の合計は 46.1%となっている。

図表 41 基礎支援金支給制度全般についての評価



図表 42 災害別の基礎支援金支給制度全般についての評価

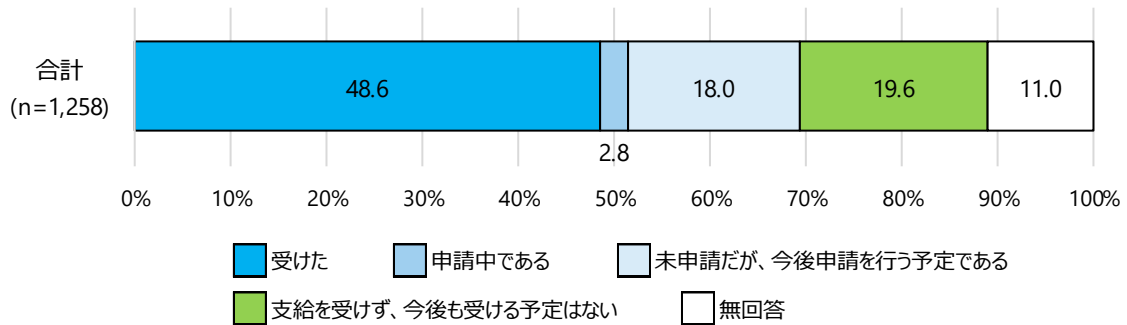
上段:件数 下段:%	合計	非常に 不満	不満	どちらとも いえない	満足	非常に 満足	無回答
全体	1258 100.0	40 3.2	173 13.8	427 33.9	461 36.6	119 9.5	38 3.0
熊本地震	916 100.0	25 2.7	116 12.7	310 33.8	347 37.9	90 9.8	28 3.1
台風10号災害	262 100.0	14 5.3	50 19.1	90 34.4	84 32.1	16 6.1	8 3.1
鳥取県中部地震	27 100.0	1 3.7	4 14.8	8 29.6	12 44.4	1 3.7	1 3.7
糸魚川市駅北大火	53 100.0	- -	3 5.7	19 35.8	18 34.0	12 22.6	1 1.9

## 2-4. 加算支援金について

### (1) 加算支援金の受給状況

- ・加算支援金の受給状況は「受けた」の割合が最も高く 48.6%となっている。
- ・「受けた」「申請中である」「未申請だが、今後申請を行う予定である」の合計は 69.4%となっている。

図表 43 加算支援金の受給状況



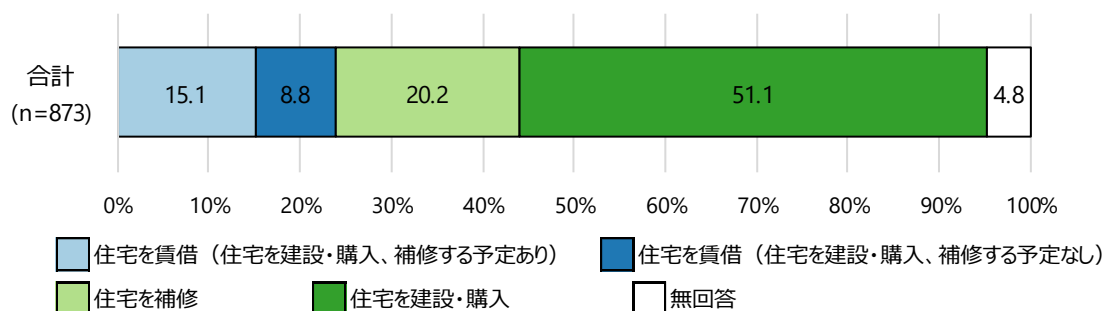
図表 44 災害別の加算支援金の受給状況

上段:件数 下段:%	合計	受けた	申請中である	未申請だが、今後申請を行う予定である	支給を受けず、今後も受ける予定はない	無回答
全体	1258 100.0	612 48.6	35 2.8	226 18.0	246 19.6	139 11.0
熊本地震	916 100.0	428 46.7	29 3.2	180 19.7	185 20.2	94 10.3
台風10号災害	262 100.0	141 53.8	4 1.5	31 11.8	52 19.8	34 13.0
鳥取県中部地震	27 100.0	18 66.7	- -	2 7.4	2 7.4	5 18.5
糸魚川市駅北大火	53 100.0	25 47.2	2 3.8	13 24.5	7 13.2	6 11.3

## (2) 加算支援金の支給要件

- ・加算支援金の支給要件で最も割合が高かったのは「住宅を建設・購入」で 51.1% となっている。
- ・なお、【参考】として平成 28 年度調査における『熊本地震』の回答を以下に示す。被災してからの経過に従い、支給要件が変化している。

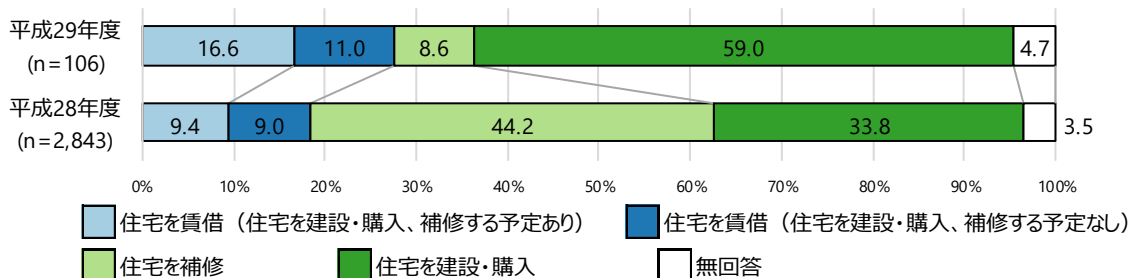
図表 45 加算支援金の支給要件



図表 46 災害別の加算支援金の支給要件

上段: 件数 下段: %	合計	住宅を賃借 （住宅を建設・購入、補修する予定あり）	住宅を賃借 （住宅を建設・購入、補修する予定なし）	住宅を補修	住宅を建設・購入	無回答
全体	873 100.0	132 15.1	77 8.8	176 20.2	446 51.1	42 4.8
熊本地震	637 100.0	106 16.6	70 11.0	55 8.6	376 59.0	30 4.7
台風10号災害	176 100.0	18 10.2	6 3.4	114 64.8	28 15.9	10 5.7
鳥取県中部地震	20 100.0	2 10.0	-	5 25.0	11 55.0	2 10.0
糸魚川市駅北大火	40 100.0	6 15.0	1 2.5	2 5.0	31 77.5	-

### 【参考】『熊本地震』平成 28 年度調査結果との比較

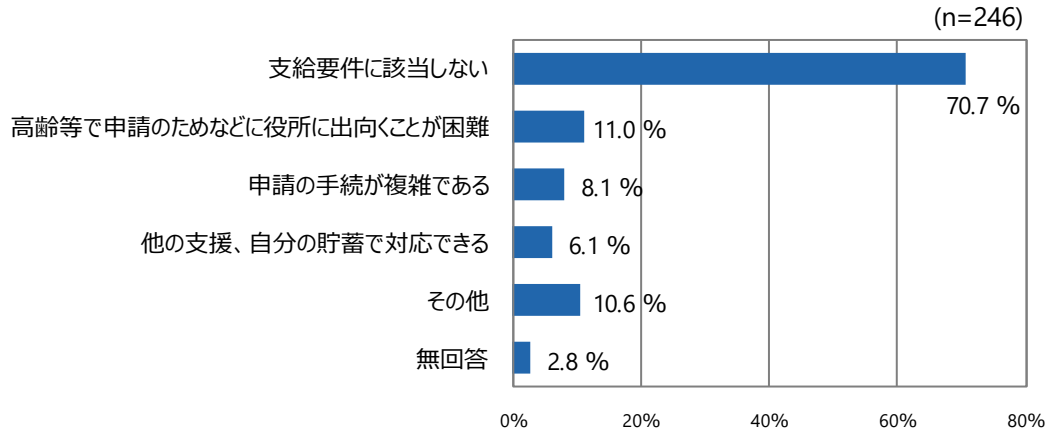




(3) 加算支援金の支給を受けない理由

・加算支援金の支給を受けない理由は「支給要件に該当しない」の割合が最も高く 70.7%。

図表 47 加算支援金の支給を受けない理由（複数回答）



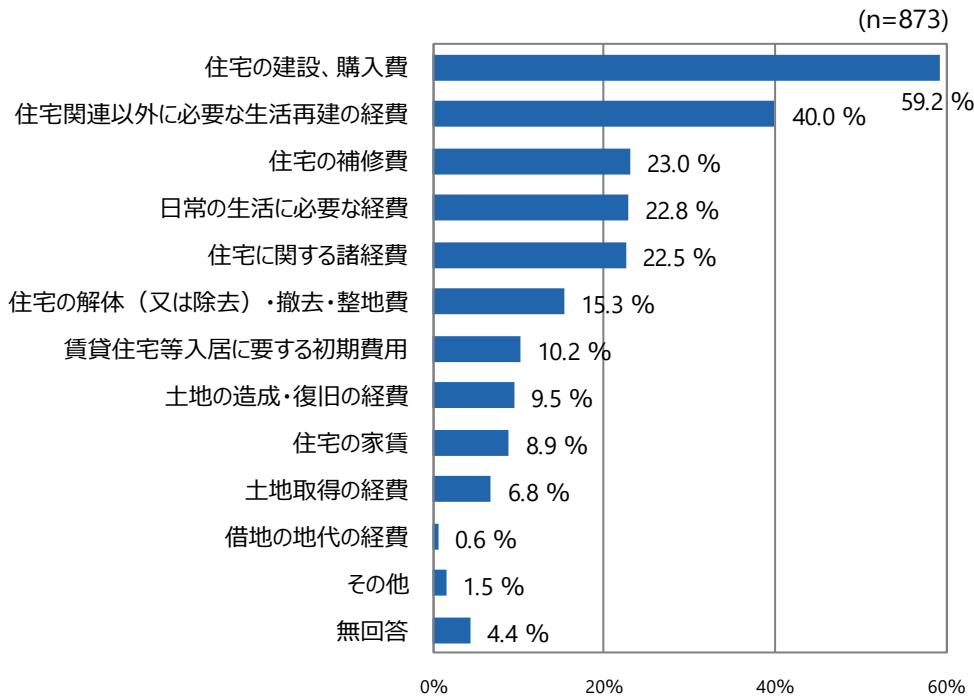
図表 48 災害別の加算支援金の支給を受けない理由（複数回答）

上段:件数 下段:%	合計	支給要件に該当しない	高齢等で申請のためなどに役所に出向くことが困難	申請の手続が複雑である	他の支援、自分の貯蓄で対応できる	その他	無回答
全体	246 100.0	174 70.7	27 11.0	20 8.1	15 6.1	26 10.6	7 2.8
熊本地震	185 100.0	141 76.2	18 9.7	14 7.6	11 5.9	17 9.2	4 2.2
台風10号災害	52 100.0	29 55.8	7 13.5	6 11.5	2 3.8	8 15.4	3 5.8
鳥取県中部地震	2 100.0	- -	1 50.0	- -	1 50.0	- -	- -
糸魚川市駅北大火	7 100.0	4 57.1	1 14.3	- -	1 14.3	1 14.3	- -

(4) 加算支援金の使途

・加算支援金の使途は、回答の割合が高い順に「住宅の建設、購入費」が 59.2%、「住宅関連以外に必要な生活再建の経費」が 40.0%、「住宅の補修費」が 23.0%となっている。

図表 49 加算支援金の使途（複数回答）



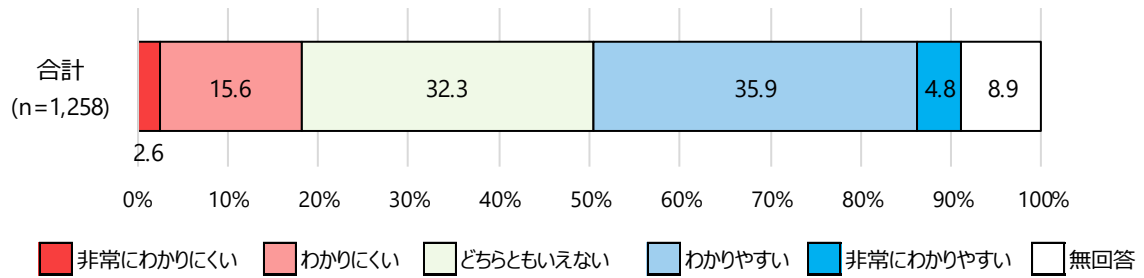
図表 50 災害別の加算支援金の使途（複数回答）

上段:件数 下段:%	合計	住宅の建設、購入費	住宅関連以外に必要な生活再建の経費	住宅の補修費	日常生活に必要な経費	その他住宅に関する諸経費	住宅の解体・撤去・整地費	賃貸住宅等入居に要する初期費用	土地の造成・復旧の経費	住宅の家賃	土地取得の経費	借地の地代の経費	その他	無回答
全体	873 100.0	517 59.2	349 40.0	201 23.0	199 22.8	196 22.5	134 15.3	89 10.2	83 9.5	78 8.9	59 6.8	5 0.6	13 1.5	38 4.4
熊本地震	637 100.0	434 68.1	232 36.4	67 10.5	120 18.8	163 25.6	95 14.9	81 12.7	65 10.2	69 10.8	40 6.3	2 0.3	11 1.7	31 4.9
台風10号災害	176 100.0	37 21.0	81 46.0	123 69.9	62 35.2	19 10.8	21 11.9	5 2.8	14 8.0	7 4.0	9 5.1	3 1.7	1 0.6	6 3.4
鳥取県中部地震	20 100.0	13 65.0	8 40.0	6 30.0	2 10.0	2 10.0	16 80.0	1 5.0	2 10.0	1 5.0	- -	- -	1 5.0	- -
糸魚川市駅北大火	40 100.0	33 82.5	28 70.0	5 12.5	15 37.5	12 30.0	2 5.0	2 5.0	2 5.0	1 2.5	10 25.0	- -	- -	1 2.5

(5) 加算支援金の支給要件のわかりやすさ

- ・加算支援金の支給要件のわかりやすさは「わかりやすい」の割合が最も高く 35.9%となっている。
- ・「非常にわかりやすい」と「わかりやすい」の合計は 40.6%となっている。

図表 51 加算支援金の支給要件のわかりやすさ



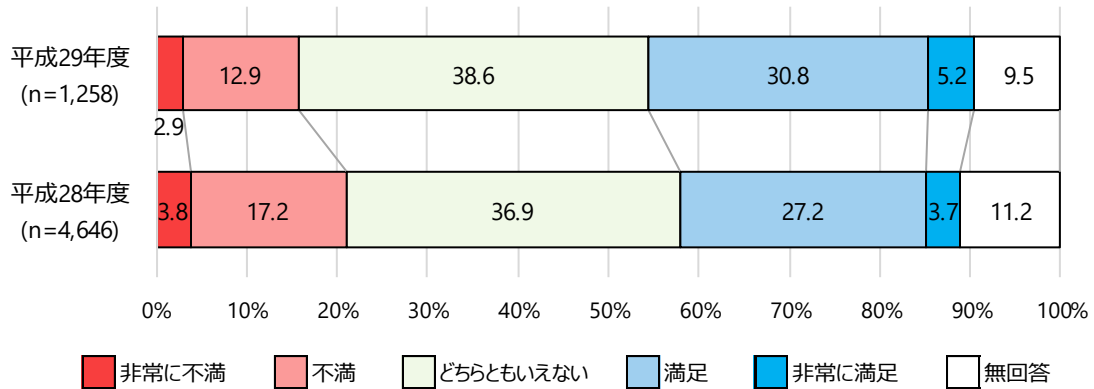
図表 52 災害別の加算支援金支給要件のわかりやすさ

上段:件数 下段:%	合計	非常に わかり にくい	わかり にくい	どちらとも いえない	わかり やすい	非常に わかり やすい	無回答
全体	1258 100.0	33 2.6	196 15.6	406 32.3	451 35.9	60 4.8	112 8.9
熊本地震	916 100.0	25 2.7	132 14.4	294 32.1	336 36.7	49 5.3	80 8.7
台風10号災害	262 100.0	8 3.1	54 20.6	92 35.1	77 29.4	7 2.7	24 9.2
鳥取県中部地震	27 100.0	- -	5 18.5	4 14.8	13 48.1	1 3.7	4 14.8
糸魚川市駅北大火	53 100.0	- -	5 9.4	16 30.2	25 47.2	3 5.7	4 7.5

(6) 加算支援金制度全般についての評価

- ・加算支援金全般についての評価は「どちらともいえない」の割合が最も高く 38.6%となっている。
- ・「非常に満足」と「満足」の合計は 36.1%となっている。

図表 53 加算支援金制度全般についての評価



図表 54 災害別の加算支援金制度全般についての評価

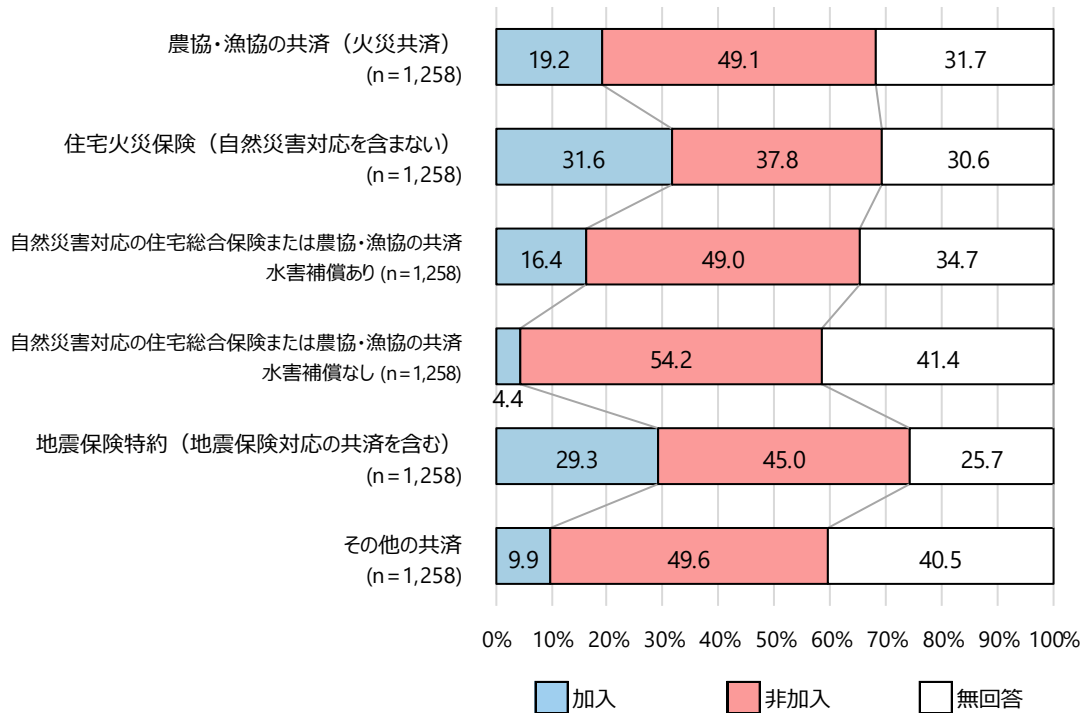
上段:件数 下段:%	合計	非常に 不満	不満	どちらとも いえない	満足	非常に 満足	無回答
全体	1258 100.0	37 2.9	162 12.9	486 38.6	388 30.8	66 5.2	119 9.5
熊本地震	916 100.0	27 2.9	119 13.0	348 38.0	284 31.0	52 5.7	86 9.4
台風10号災害	262 100.0	10 3.8	39 14.9	108 41.2	75 28.6	6 2.3	24 9.2
鳥取県中部地震	27 100.0	- -	3 11.1	9 33.3	10 37.0	1 3.7	4 14.8
糸魚川市駅北大火	53 100.0	- -	1 1.9	21 39.6	19 35.8	7 13.2	5 9.4

## 2-5. その他について

### (1) 被災時の損害保険・共済への加入状況と非加入の理由

- 被災時の保険・共済への加入状況は、保険・共済別にみると、加入率が最も高いのは『住宅火災保険（自然災害対応を含まない）』で 31.6%、次いで『地震保険特約（地震保険対応の共済を含む）』が 29.3%となっている。
- 被災時の保険・共済非加入の理由は、『地震保険特約』を除く全ての保険・共済において「被災すると思っていたいなかったから」と「既に他の保険・共済に加入していたから」が主な理由となっている。

図表 55 被災時の損害保険・共済への加入状況



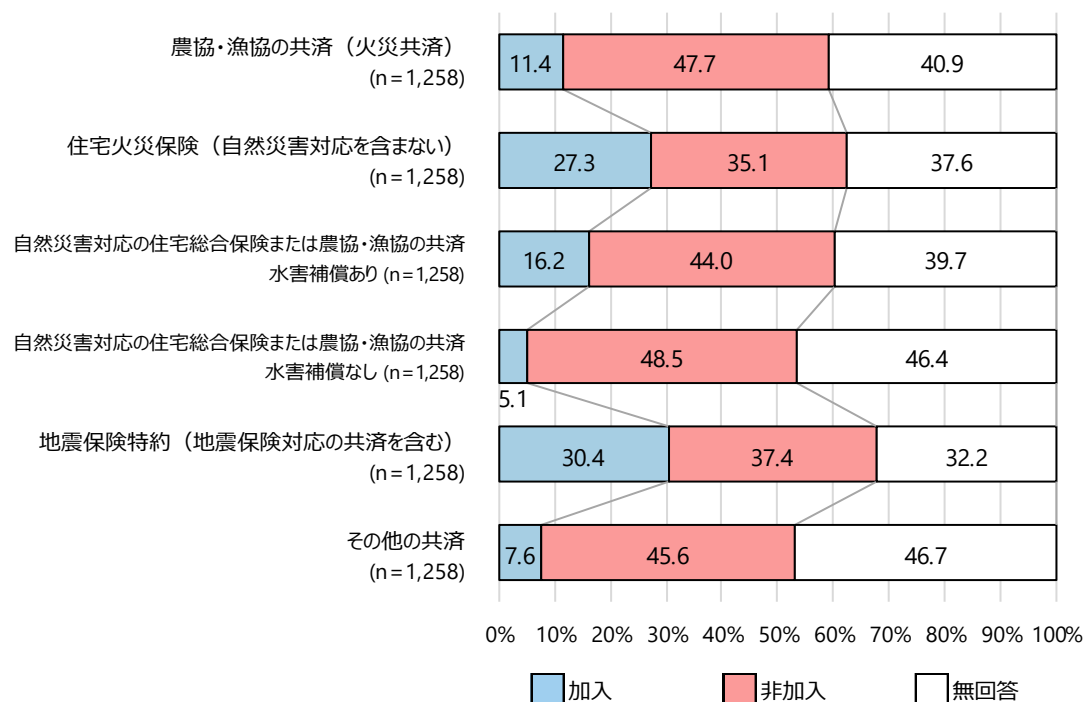
図表 56 被災時の損害保険・共済非加入の理由

上段:件数 下段:%	合計	被災する と思ってい なかつたか ら	自宅や家 財には加 入するほ どの価値 がないと 考えてい たから	保険料や 掛金が高 かったから	補償(保 障)内容 に不満が あったから	金融機 関や不動 産業者な どから勤 められな かつたから	国や自治 体が何と かしてくれ ると考え ていたか ら	既に他の 保険・共 済に加入 していた から	左記以 外の理由 で非加入	無回答
農協・漁協の共済（火災共済）	618 100.0	142 23.0	40 6.5	46 7.4	4 0.6	17 2.8	-	178 28.8	60 9.7	131 21.2
住宅火災保険 （自然災害対応を含まない）	475 100.0	114 24.0	39 8.2	50 10.5	6 1.3	12 2.5	-	117 24.6	49 10.3	88 18.5
自然災害対応の住宅総合保険または 農協・漁協の共済 水害補償あり	616 100.0	197 32.0	42 6.8	59 9.6	3 0.5	17 2.8	-	105 17.0	56 9.1	137 22.2
自然災害対応の住宅総合保険または 農協・漁協の共済 水害補償なし	682 100.0	191 28.0	42 6.2	60 8.8	4 0.6	18 2.6	-	168 24.6	56 8.2	143 21.0
地震保険特約 （地震保険対応の共済を含む）	566 100.0	225 39.8	39 6.9	67 11.8	2 0.4	15 2.7	2 0.4	36 6.4	56 9.9	124 21.9
その他の共済	624 100.0	158 25.3	37 5.9	54 8.7	3 0.5	15 2.4	-	175 28.0	50 8.0	132 21.2

(2) 現在の損害保険・共済への加入（継続）状況と加入の理由

- ・現在の保険・共済への加入（継続）状況は、保険・共済別にみると、加入率が最も高いのは『地震保険特約（地震保険対応の共済を含む）』で 30.4%、次いで『住宅火災保険（自然災害対応を含まない）』が 27.3%となっている。
- ・現在の保険・共済加入（継続）の理由は、全ての保険・共済において「いざという時の資金の備えが必要だと感じるから」が主な理由となっている。

図表 57 現在の損害保険・共済への加入状況



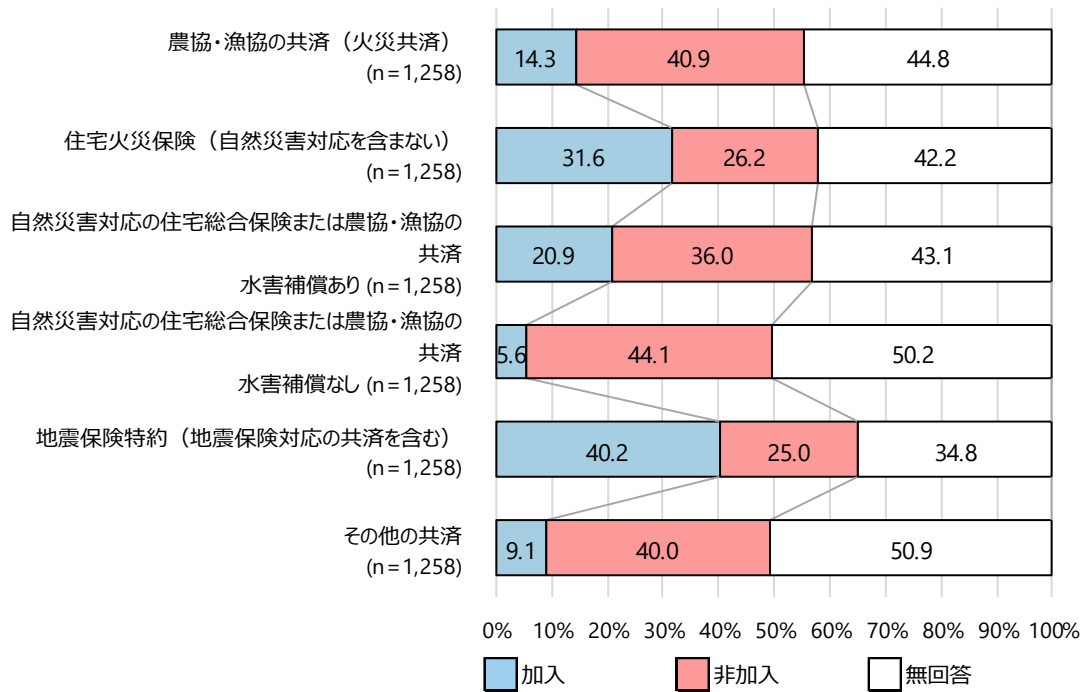
図表 58 現在の損害保険・共済加入（継続）の理由

上段:件数 下段:%	合計	いざという時の資金の備えが必要だと感じるから	自宅や家財には加入するだけの価値があると考えるから	保険料や掛金が安いから	補償(保障)内容が十分だから	金融機関や不動産業者などから勧められたから	国や自治体に頼れないから	他の保険・共済の補償(保障)では不十分だから	左記以外の理由で加入	無回答
農協・漁協の共済（火災共済）	144 100.0	85 59.0	13 9.0	6 4.2	2 1.4	1 0.7	1 0.7	1 0.7	6 4.2	29 20.1
住宅火災保険 （自然災害対応を含まない）	344 100.0	165 48.0	23 6.7	16 4.7	13 3.8	26 7.6	1 0.3	1 0.3	15 4.4	84 24.4
自然災害対応の住宅総合保険または 農協・漁協の共済 水害補償あり	204 100.0	119 58.3	17 8.3	7 3.4	11 5.4	8 3.9	4 2.0	-	8 3.9	30 14.7
自然災害対応の住宅総合保険または 農協・漁協の共済 水害補償なし	64 100.0	31 48.4	5 7.8	3 4.7	3 4.7	2 3.1	-	2 3.1	4 6.3	14 21.9
地震保険特約 （地震保険対応の共済を含む）	383 100.0	224 58.5	34 8.9	7 1.8	19 5.0	11 2.9	7 1.8	2 0.5	9 2.3	70 18.3
その他の共済	96 100.0	34 35.4	6 6.3	21 21.9	4 4.2	2 2.1	1 1.0	3 3.1	4 4.2	21 21.9

(3) 今後の損害保険・共済への加入（継続）予定と加入（継続）の理由

- ・今後の保険・共済への加入（継続）予定は、保険・共済別にみると、加入率が最も高いのは『地震保険特約（地震保険対応の共済を含む）』で 40.2%、次いで『住宅火災保険（自然災害対応を含まない）』が 31.6%となっている。
- ・今後の保険・共済加入（継続）の理由は、全ての保険・共済において「いざという時の資金の備えが必要だと感じるから」が主な理由となっている。

図表 59 今後の損害保険・共済への加入（継続）予定



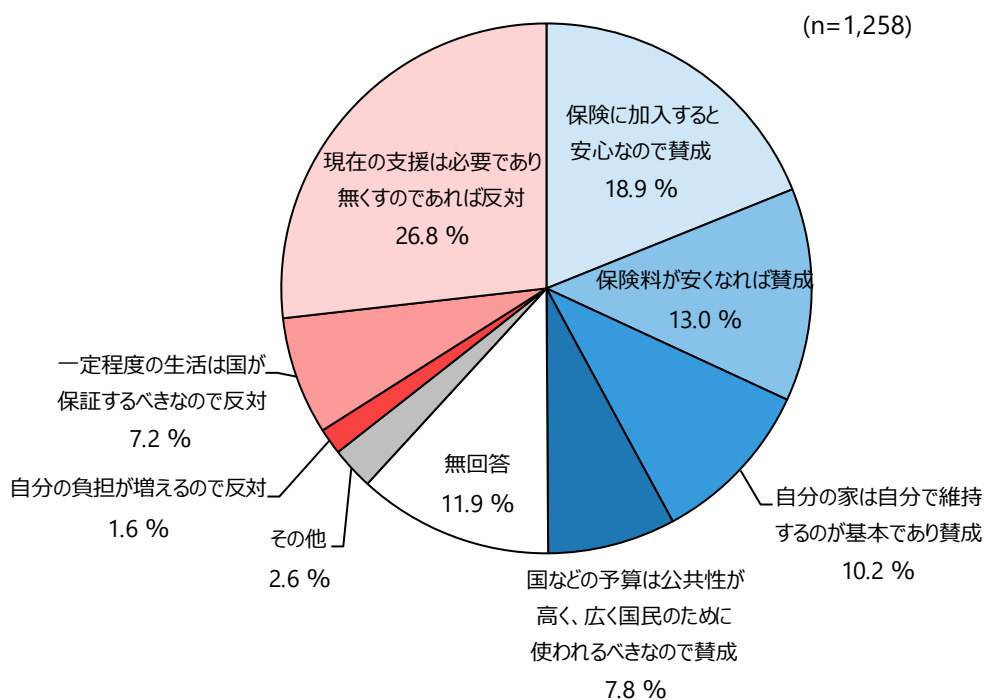
図表 60 今後の損害保険・共済加入（継続）の理由

上段:件数 下段:%	合計	いざという時の資金の備えが必要だと感じるから	自宅や家財には加入するだけの価値があると考えるから	保険料や掛金が安いから	補償(保障)内容が十分だから	金融機関や不動産業者などから勧められたから	国や自治体に頼れないから	他の保険・共済の補償(保障)では不十分だから	左記以外の理由で加入	無回答
農協・漁協の共済（火災共済）	180 100.0	113 62.8	14 7.8	6 3.3	3 1.7	- -	2 1.1	2 1.1	2 1.1	38 21.1
住宅火災保険 （自然災害対応を含まない）	398 100.0	219 55.0	32 8.0	19 4.8	14 3.5	17 4.3	2 0.5	4 1.0	9 2.3	82 20.6
自然災害対応の住宅総合保険または農協・漁協の共済 水害補償あり	263 100.0	163 62.0	23 8.7	10 3.8	14 5.3	3 1.1	6 2.3	2 0.8	5 1.9	37 14.1
自然災害対応の住宅総合保険または農協・漁協の共済 水害補償なし	71 100.0	40 56.3	2 2.8	4 5.6	3 4.2	2 2.8	- -	2 2.8	3 4.2	15 21.1
地震保険特約 （地震保険対応の共済を含む）	506 100.0	327 64.6	34 6.7	10 2.0	19 3.8	8 1.6	12 2.4	9 1.8	7 1.4	80 15.8
その他の共済	115 100.0	50 43.5	6 5.2	22 19.1	4 3.5	3 2.6	1 0.9	2 1.7	2 1.7	25 21.7

(4) 支援金の支給額削減や支給対象の限定を行う必要性について

・南海トラフ地震など大規模災害に備え、事前の保険加入という国民の自助努力により被災者生活再建支援金の支給額の削減や支給対象の限定を行う必要性について、「現在の支援は必要であり、無くすのであれば反対」の割合が最も高く 26.8%、次いで「保険に加入すると安心なので賛成」が 18.9%となっている。

図表 61 支援金の支給額削減や支給対象の限定を行う必要性について



図表 62 支援金の支給額削減や支給対象の限定を行う必要性について

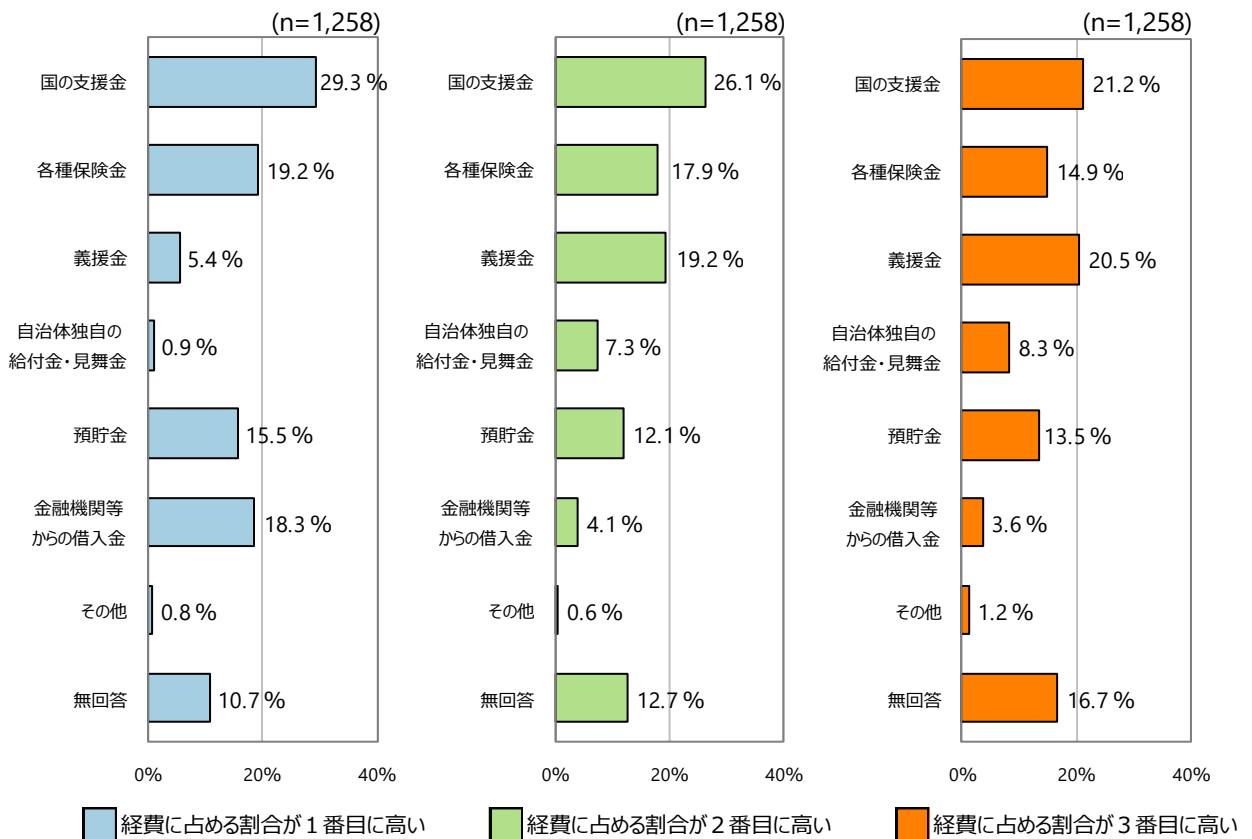
上段:件数 下段:%	合計	保険に加入すると安心なので賛成	保険料が安くなれば賛成	自分の家は自分で維持するのが基本であり賛成	国などの予算は公共性が高く、広く国民のために使われるべきなので賛成	現在の支援は必要であり、無くすのであれば反対	一定程度の生活は国が保証すべきなので反対	自分の負担が増えるので反対	その他	無回答
全体	1258 100.0	238 18.9	164 13.0	128 10.2	98 7.8	337 26.8	90 7.2	20 1.6	33 2.6	150 11.9
熊本地震	916 100.0	176 19.2	115 12.6	102 11.1	75 8.2	243 26.5	62 6.8	11 1.2	23 2.5	109 11.9
台風10号災害	262 100.0	41 15.6	38 14.5	22 8.4	20 7.6	74 28.2	21 8.0	8 3.1	7 2.7	31 11.8
鳥取県中部地震	27 100.0	6 22.2	3 11.1	1 3.7	- -	8 29.6	3 11.1	1 3.7	1 3.7	4 14.8
糸魚川市駅北大火	53 100.0	15 28.3	8 15.1	3 5.7	3 5.7	12 22.6	4 7.5	- -	2 3.8	6 11.3



(5) 再建・購入等に必要となった経費に占める各種資金の割合

- ・『経費に占める割合が1番目』とした回答の上位3位は順に、  
 1位「国の支援金」29.3%、  
 2位「住宅・家財に対する各種保険金」19.2%、  
 3位「金融機関等からの借入金」18.3%となっている。
- ・『経費に占める割合が2番目』とした回答の上位3位は順に、  
 1位「国の支援金」26.1%、  
 2位「義援金」19.2%、  
 3位「住宅・家財に対する各種保険金」17.9%となっている。
- ・『経費に占める割合が3番目』とした回答の上位3位は順に、  
 1位「国の支援金」21.2%、  
 2位「義援金」20.5%、  
 3位「住宅・家財に対する各種保険金」14.9%となっている。

図表 63 再建・購入等に必要となった経費に占める各種資金の割合



図表 64 再建・購入等に必要となった経費に占める各種資金の割合（1 番目）

上段:件数 下段:%	合計	国の 支援金	住宅・家 財に対す る各種 保険金	義援金	お住まい の自治体 独自の 給付金や 見舞金	預貯金	金融機 関等から の借入金	その他	無回答
全体	1258 100.0	368 29.3	242 19.2	68 5.4	11 0.9	195 15.5	230 18.3	10 0.8	134 10.7
熊本地震	916 100.0	258 28.2	143 15.6	57 6.2	7 0.8	159 17.4	204 22.3	8 0.9	80 8.7
台風10号災害	262 100.0	102 38.9	59 22.5	7 2.7	4 1.5	24 9.2	19 7.3	2 0.8	45 17.2
鳥取県中部地震	27 100.0	4 14.8	7 25.9	- -	- -	7 25.9	5 18.5	- -	4 14.8
糸魚川市駅北大火	53 100.0	4 7.5	33 62.3	4 7.5	- -	5 9.4	2 3.8	- -	5 9.4

図表 65 再建・購入等に必要となった経費に占める各種資金の割合（2 番目）

上段:件数 下段:%	合計	国の 支援金	住宅・家 財に対す る各種 保険金	義援金	お住まい の自治体 独自の 給付金や 見舞金	預貯金	金融機 関等から の借入金	その他	無回答
全体	1258 100.0	328 26.1	225 17.9	242 19.2	92 7.3	152 12.1	51 4.1	8 0.6	160 12.7
熊本地震	916 100.0	235 25.7	185 20.2	175 19.1	54 5.9	120 13.1	41 4.5	5 0.5	101 11.0
台風10号災害	262 100.0	62 23.7	34 13.0	47 17.9	37 14.1	25 9.5	4 1.5	3 1.1	50 19.1
鳥取県中部地震	27 100.0	11 40.7	3 11.1	3 11.1	1 3.7	2 7.4	3 11.1	- -	4 14.8
糸魚川市駅北大火	53 100.0	20 37.7	3 5.7	17 32.1	- -	5 9.4	3 5.7	- -	5 9.4

図表 66 再建・購入等に必要となった経費に占める各種資金の割合（3 番目）

上段:件数 下段:%	合計	国の 支援金	住宅・家 財に対す る各種 保険金	義援金	お住まい の自治体 独自の 給付金や 見舞金	預貯金	金融機 関等から の借入金	その他	無回答
全体	1258 100.0	258 20.5	105 8.3	267 21.2	170 13.5	188 14.9	45 3.6	15 1.2	210 16.7
熊本地震	916 100.0	207 22.6	75 8.2	183 20.0	115 12.6	145 15.8	33 3.6	13 1.4	145 15.8
台風10号災害	262 100.0	32 12.2	27 10.3	61 23.3	45 17.2	33 12.6	10 3.8	- -	54 20.6
鳥取県中部地震	27 100.0	6 22.2	2 7.4	5 18.5	5 18.5	3 11.1	1 3.7	- -	5 18.5
糸魚川市駅北大火	53 100.0	13 24.5	1 1.9	18 34.0	5 9.4	7 13.2	1 1.9	2 3.8	6 11.3

### III. 被災都道府県及び被災市町村に対するアンケート調査

#### 1. 調査概要

##### 1-1. 調査対象

・調査対象となった地方公共団体は1道5県、46市町村（うち『熊本地震』2県29市町村、『台風10号災害』1道1県14市町村、『鳥取県中部地震』1県2市町、『糸魚川市駅北大火』1県1市。）。

##### 1-2. 調査項目

以下の項目について調査を実施した。

なお『熊本地震』については昨年度より引き続いての調査となるため、本年度調査では他の地方公共団体に対する調査項目とは違うものとなっている。

図表 67 調査項目一覧（熊本地震被災県市町村）

分類	質問項目
事務手続き	解体世帯に対する事務手続きの負担
	解体世帯のほうが事務負担が大きかった理由
	長期避難世帯に対する事務手続きの負担
	長期避難世帯のほうが事務負担が大きかった理由
こころのケアセンター等	設置・運営体制
	生業の相談等受付状況
	専門家の協力の有無
	専門家の種類

図表 68 調査項目一覧（都道府県【熊本地震を除く】）

分類	質問項目
制度の説明	被災市町村に対する支援制度の説明実施状況
	被災市町村に対する支援制度の説明方法
	同一市町村に対する支援制度の説明会実施回数
	支援制度の説明会開催開始時期
	被災市町村に対する独自給付金制度の説明実施状況
	被災市町村に対する独自給付金制度の説明方法
	同一市町村に対する独自給付金制度の説明会実施回数
	独自給付金制度の説明会開催開始時期
	被災世帯に対する支援制度の広報実施状況
	被災世帯に対する支援制度の広報手段と実施時期
相談内容	被災市町村からの相談内容と対応状況
	被災市町村からの相談に対応できなかった理由や今後の改善点
	被災世帯からの相談内容と対応状況
	被災世帯からの相談に対応できなかった理由や今後の改善点
支援制度の評価と改善点	支援制度の評価（項目別）
	支援制度の評価（全般）
	評価の理由等
連携等	他団体との連携状況と具体的内容
	他団体職員の受入状況
	その他意見

図表 69 調査項目一覧（市町村【熊本地震を除く】）

分類	質問項目
制度の説明や窓口対応の体制	国や都道府県からの支援制度の説明の有無
	国や都道府県からの支援制度の説明方法と理解度
	被災世帯に対する支援制度の広報実施状況
	被災世帯に対する支援制度の広報手段と実施時期
	被災者からの問い合わせが最も多かった時期
	被災世帯からの申請書受理開始時期
	申請書受理開始時期の背景・理由
	被災者からの申請が最も多かった時期
	申請受付の対応状況
	説明・相談に対する体制強化の実施状況
	被災者情報の各担当部署との共有状況
	事務手続きの遅滞要因
	申請受付時に負担となった作業
	事務手続きでの問題点

（次頁へ続く）

分類	質問項目
相談内容	被災世帯からの相談内容と対応状況
	被災世帯からの相談に対応できなかった理由や今後の改善点
支援制度の評価と改善点	支援制度の評価（項目別）
	支援制度の評価（全般）
	評価の理由等
連携等	他団体との連携状況と具体的内容
	他団体職員の受入状況
	被災者台帳等を活用したシステムやデータベースの導入状況
	システム等運用の際の個人情報の取扱について
	導入したシステム等の種類
	導入したシステム等の認知経路
	導入したシステム等に関する意見
	その他意見
その他の再建支援	総合相談窓口の設置状況
	総合相談窓口の開設時期
	総合相談窓口で対応した制度や内容
	総合相談窓口要員派遣要請状況
	総合相談窓口の設置・運営上の課題と改善点
	就労に関する支援の実施状況
	コミュニティ形成に関する支援の実施状況
	NPO法人や民間団体等との連携状況
NPO法人や民間団体等との連携についての課題	

### 1-3. 調査方法

オンライン（メール）配布・オンライン（メール）郵送回収

### 1-4. 回収結果

回収率及び有効回答率ともに 100%。

## 2. 調査結果

### A. 熊本地震被災縣市町村調査

#### A-1. 事務手続きについて

##### (1) 解体世帯に対する事務手続きの負担

- ・「解体世帯のほうが事務負担は大きかった」と回答したのは 31 団体中 22 団体。

図表 70 解体世帯に対する事務手続きの負担

(n= 31)

カテゴリ	件数	%
解体世帯のほうが事務負担は大きかった	22	71.0
全壊世帯や大規模半壊世帯のほうが事務負担は大きかった	0	0.0
事務負担はどちらも変わらなかった	9	29.0
無回答	0	0.0

##### (2) 解体世帯のほうが事務負担が大きかった理由

- ・「解体証明書を交付する必要がある」と 22 団体全部が回答。

図表 71 解体世帯のほうが事務負担が大きかった理由 (複数回答)

(n= 22)

カテゴリ	件数	%
解体証明書を交付する必要がある	22	100.0
被災者からの問い合わせが多い	10	45.5
法適用されてから支援金の申請がされるまでに期間がかかる	8	36.4
申請書の受付に手間がかかる	11	50.0
支援金の申請がされる前に被災者に対して周知する必要がある	11	50.0
その他	11	50.0
無回答	0	0.0

**(3) 長期避難世帯に対する事務手続きの負担**

- ・対象 4 団体中 1 団体が「長期避難世帯のほうが事務負担は大きかった」と回答。他 3 団体は「事務負担はどちらも変わらなかった」と回答。

図表 72 長期避難世帯に対する事務手続きの負担

(n = 4)

カテゴリ	件数	%
長期避難世帯のほうが事務負担は大きかった	1	25.0
全壊世帯や大規模半壊世帯のほうが事務負担は大きかった	0	0.0
事務負担はどちらも変わらなかった	3	75.0
無回答	0	0.0

**(4) 長期避難世帯のほうが事務負担が大きかった理由**

- ・対象 1 団体が、「長期避難世帯であることを証明する書類を交付する必要がある」「被災者からの問い合わせが多い」等と回答。

図表 73 長期避難世帯のほうが事務負担が大きかった理由 (複数回答)

(n = 1)

カテゴリ	件数	%
長期避難世帯であることを証明する書類を交付する必要がある	1	100.0
被災者からの問い合わせが多い	1	100.0
法適用されてから支援金の申請がされるまでに期間がかかる	0	0.0
申請書の受付に手間がかかる	0	0.0
支援金の申請がされる前に被災者に対して周知する必要がある	0	0.0
その他	1	100.0
無回答	0	0.0

## A-2. こころのケアセンター等について

### (1) 設置・運営体制

- ・心のケアセンターは 31 団体中 26 団体で設置。「必要に応じて訪問する等の活動を行っている」と回答した団体が最も多く、13 団体。

図表 74 設置・運営体制

(n=31)

カテゴリ	件数	%
相談窓口を設置し、来訪や電話等での対応を行っている	7	22.6
必要に応じて訪問する等の活動を行っている	13	41.9
その他	6	19.4
こころのケアセンター設置なし	5	16.1
無回答	0	0.0

### (2) 生業の相談等受付状況

- ・「生業の相談等も受けている」と回答したのは 26 団体中 7 団体。

図表 75 生業の相談等受付状況

(n=26)

カテゴリ	件数	%
生業の相談等も受けている	7	26.9
生業の相談等は受けていない	19	73.1
無回答	0	0.0

### (3) 専門家の協力の有無

- ・「専門家の協力を得ている」と回答したのは 26 団体中 22 団体。

図表 76 専門家の協力の有無

(n=26)

カテゴリ	件数	%
専門家の協力を得ている	22	84.6
専門家の協力を得ていない	4	15.4
無回答	0	0.0



**(4) 専門家の種類**

- ・協力を得ている専門家の種類は「保健師、介護福祉士等」が最も多く、22 団体中 19 団体が回答。

図表 77 専門家の種類 (複数回答)

(n= 22)

カテゴリ	件数	%
保健師、介護福祉士 等	19	86.4
弁護士、行政書士 等	6	27.3
公認会計士、中小企業診断士、税理士 等	1	4.5
土地家屋調査士、建築士 等	1	4.5
その他	7	31.8
無回答	0	0.0

## B. 都道府県【熊本地震を除く】

### B-1. 制度の説明について

#### (1) 被災市町村に対する支援制度の説明実施状況

- 被災市町村に対する支援制度の説明は、全ての団体で「実施した」と回答。

図表 78 被災市町村に対する支援制度の説明実施状況

( n = 4 )

カテゴリ	件数	%
実施した	4	100.0
実施しなかった	0	0.0
無回答	0	0.0

#### (2) 被災市町村に対する支援制度の説明方法

- 支援制度の説明方法については、全ての団体で「通知や電子メール・FAX 等による文書」と「電話等による口頭」での説明を実施。「説明会を開催した」のは 4 団体中 3 団体。

図表 79 被災市町村に対する支援制度の説明方法（複数回答）

( n = 4 )

カテゴリ	件数	%
説明会を開催した	3	75.0
通知や電子メール・FAX等による文書	4	100.0
電話等による口頭	4	100.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

#### (3) 同一市町村に対する支援制度の説明会実施回数

- 支援制度の説明会の実施回数は、開催した 3 団体全てが「1 回」と回答。

図表 80 同一市町村に対する支援制度の説明会実施回数

( n = 3 )

カテゴリ	件数	%
1 回	3	100.0
2 回	0	0.0
3 回以上	0	0.0
無回答	0	0.0

**(4) 支援制度の説明会開催開始時期**

- ・支援制度の説明会開催開始時期は「発災後 2 週間～ 3 週間未満」が 2 団体、「発災後 1 ヶ月～ 2 ヶ月未満」が 1 団体。

図表 81 支援制度の説明会開催開始時期

(n = 3)

カテゴリ	件数	%
発災後 1 週間未満	0	0.0
発災後 1 週間～ 2 週間未満	0	0.0
発災後 2 週間～ 3 週間未満	2	66.7
発災後 3 週間～ 1 ヶ月未満	0	0.0
発災後 1 ヶ月～ 2 ヶ月未満	1	33.3
発災後 2 ヶ月～ 3 ヶ月未満	0	0.0
発災後 3 ヶ月～ 6 ヶ月未満	0	0.0
発災後 6 ヶ月後以降	0	0.0
無回答	0	0.0

**(5) 被災市町村に対する独自給付金制度の説明実施状況**

- ・ 4 団体全てで独自給付金制度の説明を実施。

図表 82 被災市町村に対する独自給付金制度の説明実施状況

(n = 4)

カテゴリ	件数	%
独自の制度があり、説明を行った	4	100.0
独自の制度はあるが、説明は行わなかった	0	0.0
独自の制度はない	0	0.0
無回答	0	0.0

### (6) 被災市町村に対する独自給付金制度の説明方法

- ・独自給付金制度の説明については、「通知や電子メール等による文書」で説明したと回答したのが3団体で最も多く、「電話等による口頭」が2団体、「説明会を開催した（国の支援制度と異なる時期に実施）」が1団体。

図表 83 被災市町村に対する独自給付金制度の説明方法（複数回答）  
(n=4)

カテゴリ	件数	%
説明会を開催した（国の支援制度と同時に実施）	0	0.0
説明会を開催した（国の支援制度と異なる時期に実施）	1	25.0
通知や電子メール等による文書	3	75.0
電話等による口頭	2	50.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

### (7) 同一市町村に対する独自給付金制度の説明会実施回数

- ・独自給付金制度の説明会実施回数については、対象1団体が「3回以上」と回答。

図表 84 同一市町村に対する独自給付金制度の説明会実施回数  
(n=1)

カテゴリ	件数	%
1回	0	0.0
2回	0	0.0
3回以上	1	100.0
無回答	0	0.0

### (8) 独自給付金制度の説明会開催開始時期

- ・独自給付金制度の説明会開催開始時期については、対象1団体が「発災後1週間未満」と回答。

図表 85 独自給付金制度の説明会開催開始時期  
(n=1)

カテゴリ	件数	%
発災後1週間未満	1	100.0
発災後1週間～2週間未満	0	0.0
発災後2週間～3週間未満	0	0.0
発災後3週間～1ヶ月未満	0	0.0
発災後1ヶ月～2ヶ月未満	0	0.0
発災後2ヶ月～3ヶ月未満	0	0.0
発災後3ヶ月～6ヶ月未満	0	0.0
発災後6ヶ月後以降	0	0.0
無回答	0	0.0

**(9) 被災世帯に対する支援制度の広報実施状況**

- 被災世帯に対する支援制度の広報は、4 団体全てが「実施した」と回答。

図表 86 被災世帯に対する支援制度の広報実施状況 (n=4)

カテゴリ	件数	%
実施した	4	100.0
実施しなかった	0	0.0
無回答	0	0.0

**(10) 被災世帯に対する支援制度の広報手段と実施時期**

- 被災世帯に対する支援制度の広報手段は、全ての団体が「自団体のホームページ」と回答。「広報紙・パンフレット」が1 団体。
- 被災世帯への広報実施時期は、団体によって違いがあるが、早いところでは「発災後 1 週間未満」、遅いところでも「発災後 1 ヶ月～2 ヶ月未満」までに実施されている。

図表 87 被災世帯に対する支援制度の広報手段 (複数回答) (n=4)

カテゴリ	件数	%
広報紙・パンフレット	1	25.0
自団体のホームページ	4	100.0
住民説明会を開催	0	0.0
コミュニティFM、CATV、新聞等	0	0.0
文書、口頭で個別に周知	0	0.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

図表 88 被災世帯に対する支援制度の広報手段別実施時期

上段:件数 下段:%	合計	発災後 1週間 未満	発災後 1週間 ～ 2週間 未満	発災後 2週間 ～ 3週間 未満	発災後 3週間 ～ 1ヶ月 未満	発災後 1ヶ月 ～ 2ヶ月 未満	発災後 2ヶ月 ～ 3ヶ月 未満	発災後 3ヶ月 ～ 6ヶ月 未満	発災後 6ヶ月後 以降	無回答
広報紙・パンフレット	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
自団体のホームページ	4 100.0	1 25.0	-	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-	-	-	-
住民説明会を開催	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コミュニティFM、CATV、新聞等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
文書、口頭で個別に周知	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## B-2. 相談内容について

## (1) 被災市町村からの相談内容と対応状況

- 被災市町村からの相談内容は、4 団体全てで「支給対象となる世帯について」「加算支援金について」「申請書類や必要な添付書類について」の3項目を回答。「基礎支援金について」「申請期間について」「支援金の支払時期について」についてもそれぞれ3団体ずつ回答している。
- 相談内容についての対応状況は、ほとんどの項目で「すぐに対応できた」もしくは「どちらかといえばすぐに対応できた」と回答している。

図表 89 被災市町村からの相談内容（複数回答）

(n=4)

カテゴリ	件数	%
支給対象となる世帯について	4	100.0
基礎支援金について	3	75.0
加算支援金について	4	100.0
支給限度額について	1	25.0
請求方法について	1	25.0
申請書類や必要な添付書類について	4	100.0
申請期間について	3	75.0
支援金の支払時期について	3	75.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

図表 90 被災市町村からの最も多かった相談内容

(n=4)

カテゴリ	件数	%
支給対象となる世帯について	2	50.0
基礎支援金について	0	0.0
加算支援金について	0	0.0
支給限度額について	0	0.0
請求方法について	0	0.0
申請書類や必要な添付書類について	0	0.0
申請期間について	0	0.0
支援金の支払時期について	0	0.0
その他	0	0.0
無回答	2	50.0

図表 91 被災市町村からの相談内容別対応状況

上段:件数 下段:%	合計	すぐに対応 できた	どちらかとい えばすぐ に対応で きた	どちらかとい えばすぐ に対応で きなかった	すぐに対 応できな かった (説明に 時間を 要した)	どちらとも いえない	無回答
支給対象となる世帯について	4 100.0	- -	3 75.0	- -	- -	1 25.0	- -
基礎支援金について	3 100.0	2 66.7	1 33.3	- -	- -	- -	- -
加算支援金について	4 100.0	3 75.0	1 25.0	- -	- -	- -	- -
支給限度額について	1 100.0	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -
請求方法について	1 100.0	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -
申請書類や必要な添付書類について	4 100.0	1 25.0	3 75.0	- -	- -	- -	- -
申請期間について	3 100.0	2 66.7	- -	1 33.3	- -	- -	- -
支援金の支払時期について	3 100.0	2 66.7	1 33.3	- -	- -	- -	- -
その他	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

## (2) 被災世帯からの相談内容と対応状況

- ・被災世帯からの相談内容は3団体が「支給対象となる世帯について」と回答。
- ・相談内容についての対応状況は、「すぐに対応できた」もしくは「どちらかといえばすぐに対応できた」と回答している。

図表 92 被災世帯からの相談内容 (複数回答)

(n = 4)

カテゴリ	件数	%
支給対象となる世帯について	3	75.0
基礎支援金について	0	0.0
加算支援金について	0	0.0
支給限度額について	0	0.0
請求方法について	0	0.0
申請書類や必要な添付書類について	0	0.0
申請期間について	0	0.0
支援金の支払時期について	0	0.0
その他	0	0.0
無回答	1	25.0

図表 93 被災世帯からの最も多かった対応状況

(n=4)

カテゴリ	件数	%
支給対象となる世帯について	1	25.0
基礎支援金について	0	0.0
加算支援金について	0	0.0
支給限度額について	0	0.0
請求方法について	0	0.0
申請書類や必要な添付書類について	0	0.0
申請期間について	0	0.0
支援金の支払時期について	0	0.0
その他	0	0.0
無回答	3	75.0

図表 94 被災世帯からの相談内容別対応状況

上段:件数 下段:%	合計	すぐに対 応 できた	どちらか といえ ばすぐ に対 応 で きた	どちらか といえ ばすぐ に対 応 で き な か つ た	すぐに対 応 で き な か つ た (説明に 時間 を 要 し た)	どちら とも い え な い	無回答
支給対象となる世帯について	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-	-	-
基礎支援金について	-	-	-	-	-	-	-
加算支援金について	-	-	-	-	-	-	-
支給限度額について	-	-	-	-	-	-	-
請求方法について	-	-	-	-	-	-	-
申請書類や必要な添付書類について	-	-	-	-	-	-	-
申請期間について	-	-	-	-	-	-	-
支援金の支払時期について	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-



## B-3. 支援制度の評価と改善点について

## (1) 支援制度の評価（項目別）

- ・『支給される支援金額について』『申請書の様式について』『申請の受付、確認等の事務手続について』の3項目については4団体中3団体が「概ね妥当」と回答。
- ・『対象となる世帯の被害程度について』は4団体中3団体が「改善すべき」と回答。

図表 95 支援制度の項目別評価

上段:件数 下段:%	合計	概ね妥当	改善 すべき	わからない	無回答
住家被害の規模要件について	4 100.0	2 50.0	2 50.0	-	-
対象となる世帯の被害程度について	4 100.0	1 25.0	3 75.0	-	-
支給される支援金額について	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-	-
申請書の様式について	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-	-
申請の受付、確認等の事務手続について	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-	-

## (2) 支援制度の評価（全般）

- ・支援制度全般の評価は「概ね満足である」が2団体、「やや不満である」が1団体、「どちらともいえない」が1団体。

図表 96 支援制度の総合評価

(n = 4)

カテゴリ	件数	%
満足である	0	0.0
概ね満足である	2	50.0
やや不満である	1	25.0
不満である	0	0.0
どちらともいえない	1	25.0
無回答	0	0.0

#### B-4. 連携等について

##### (1) 他団体との連携状況と具体的内容

- ・他団体との連携状況については、2 団体が協力を受けており、うち 1 団体が「他の災害で被災経験のある都道府県から協力を受けた」、もう 1 団体が「他の災害で被災経験のある市町村から協力を受けた」と回答。その他の 2 団体は「特になかった」と回答。

図表 97 他団体との連携状況（複数回答）

(n=4)

カテゴリ	件数	%
他の災害で被災経験のある都道府県から協力を受けた	1	25.0
他の災害で被災経験のある市町村から協力を受けた	0	0.0
大学等の研究機関から協力を受けた	1	25.0
その他の機関から協力を受けた	0	0.0
特になかった	2	50.0
無回答	0	0.0

## C. 市町村【熊本地震を除く】

## C-1. 制度の説明や窓口対応の体制

## (1) 国や都道府県からの支援制度の説明の有無

- ・国や県から支援制度の「説明があった」のは 17 団体中 15 団体。

図表 98 国や都道府県からの支援制度の説明の有無

(n = 17)

カテゴリ	件数	%
説明があった	15	88.2
特に説明はなかった	2	11.8
無回答	0	0.0

## (2) 国や都道府県からの支援制度の説明方法と理解度

- ・支援制度の説明方法では「通知や電子メール・FAX等、文書での説明」が最も多く、11 団体が回答。次いで「説明会の開催」8 団体、「電話等による口頭での説明」7 団体。
- ・いずれの説明方法においても、ほとんどが「大変よく理解できた」もしくは「理解できた」と回答。

図表 99 国や都道府県からの支援制度の説明方法（複数回答）

(n = 15)

カテゴリ	件数	%
説明会の開催	8	53.3
通知や電子メール・FAX等、文書での説明	11	73.3
電話等による口頭での説明	7	46.7
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

図表 100 国や都道府県からの支援制度の説明方法別理解度

上段:件数 下段:%	合計	大変 よく理解 できた	理解 できた	どちらとも いえない	ほとんど 理解でき なかった	まったく 理解でき なかった	無回答
説明会の開催	8 100.0	1 12.5	7 87.5	-	-	-	-
通知や電子メール・FAX等、文書での説明	11 100.0	2 18.2	8 72.7	1 9.1	-	-	-
電話等による口頭での説明	7 100.0	1 14.3	5 71.4	1 14.3	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-

### (3) 被災世帯に対する支援制度の広報実施状況

・被災世帯への広報は 17 団体中 16 団体が「実施した」と回答。

図表 101 被災世帯に対する支援制度の広報実施状況  
(n=17)

カテゴリ	件数	%
実施した	16	94.1
実施しなかった	1	5.9
無回答	0	0.0

### (4) 被災世帯に対する支援制度の広報手段と実施時期

・被災世帯への広報手段で最も多かったのは「文書、口頭で個別に周知」で 11 団体が回答。次いで「自団体のホームページ」9 団体、「広報紙・パンフレット」7 団体。

図表 102 被災世帯に対する支援制度の広報手段（複数回答）  
(n=16)

カテゴリ	件数	%
広報紙・パンフレット	7	43.8
自団体のホームページ	9	56.3
住民説明会を開催	2	12.5
コミュニティFM、CATV、新聞等	1	6.3
文書、口頭で個別に周知	11	68.8
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

図表 103 被災世帯に対する支援制度の広報手段別実施時期

上段:件数 下段:%	合計	発災後 1週間 未満	発災後 1週間 ～ 2週間 未満	発災後 2週間 ～ 3週間 未満	発災後 3週間 ～ 1ヶ月 未満	発災後 1ヶ月 ～ 2ヶ月 未満	発災後 2ヶ月 ～ 3ヶ月 未満	発災後 3ヶ月 ～ 6ヶ月 未満	発災後 6ヶ月後 以降	無回答
広報紙・パンフレット	7 100.0	- -	1 14.3	2 28.6	1 14.3	2 28.6	- -	1 14.3	- -	- -
自団体のホームページ	9 100.0	- -	3 33.3	1 11.1	2 22.2	1 11.1	- -	2 22.2	- -	- -
住民説明会を開催	2 100.0	- -	- -	- -	1 50.0	- -	1 50.0	- -	- -	- -
コミュニティFM、CATV、新聞等	1 100.0	- -	- -	- -	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -
文書、口頭で個別に周知	11 100.0	1 9.1	2 18.2	1 9.1	- -	4 36.4	3 27.3	- -	- -	- -
その他	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

**(5) 被災者からの問い合わせが最も多かった時期**

- 被災者からの問い合わせについては、「発災後 1 ヶ月～2 ヶ月未満」が最も多く 5 団体が回答。次いで多かったのが「発災後 1 週間～2 週間未満」で 3 団体。

図表 104 被災者からの問い合わせが最も多かった時期

(n= 17)

カテゴリ	件数	(全体)%
発災後 1 週間未満	2	11.8
発災後 1 週間～2 週間未満	3	17.6
発災後 2 週間～3 週間未満	1	5.9
発災後 3 週間～1 ヶ月未満	2	11.8
発災後 1 ヶ月～2 ヶ月未満	5	29.4
発災後 2 ヶ月～3 ヶ月未満	2	11.8
発災後 3 ヶ月～6 ヶ月未満	2	11.8
発災後 6 ヶ月後以降	0	0.0
無回答	0	0.0

**(6) 被災世帯からの申請書受理開始時期**

- 被災世帯から申請書の受理を開始した時期は、「発災後 1 ヶ月～2 ヶ月未満」と「発災後 2 ヶ月～3 ヶ月未満」が最も多く、それぞれ 6 団体が回答。

図表 105 被災世帯からの申請書受理開始時期

(n= 17)

カテゴリ	件数	(全体)%
発災後 1 週間未満	0	0.0
発災後 1 週間～2 週間未満	1	5.9
発災後 2 週間～3 週間未満	1	5.9
発災後 3 週間～1 ヶ月未満	2	11.8
発災後 1 ヶ月～2 ヶ月未満	6	35.3
発災後 2 ヶ月～3 ヶ月未満	6	35.3
発災後 3 ヶ月～6 ヶ月未満	1	5.9
発災後 6 ヶ月後以降	0	0.0
無回答	0	0.0

**(7) 申請書受理開始時期の背景・理由**

- ・申請書受理開始時期の背景や理由については、「被害認定調査・罹災証明発行が進んだため」が最も多く、11 団体が回答。次いで「申請処理の手続が整備されたため」が 10 団体で、この 2 つの項目の回答率が他に比べ高くなっている。

図表 106 申請書受理開始時期の背景・理由 (複数回答)

(n= 17)

カテゴリ	件数	(全体)%
申請処理の人員が確保できたため	1	5.9
申請処理の手続が整備されたため	10	58.8
被害認定調査・罹災証明発行が進んだため	11	64.7
被災者からの問い合わせが落ち着いたため	1	5.9
他の災害対応が落ち着いたため	1	5.9
その他	2	11.8
無回答	1	5.9

**(8) 被災者からの申請が最も多かった時期**

- ・被災者からの支援金申請が最も多かった時期については、「発災後 2 ヶ月～3 ヶ月未満」が最も多く 6 団体が回答。

図表 107 被災者からの申請が最も多かった時期

(n= 17)

カテゴリ	件数	(全体)%
発災後 1 週間未満	0	0.0
発災後 1 週間～2 週間未満	0	0.0
発災後 2 週間～3 週間未満	1	5.9
発災後 3 週間～1 ヶ月未満	2	11.8
発災後 1 ヶ月～2 ヶ月未満	4	23.5
発災後 2 ヶ月～3 ヶ月未満	6	35.3
発災後 3 ヶ月～6 ヶ月未満	3	17.6
発災後 6 ヶ月～8 ヶ月未満	0	0.0
発災後 8 ヶ月～10 ヶ月未満	0	0.0
発災後 10 ヶ月以降	1	5.9
無回答	0	0.0

**(9) 申請受付の対応状況**

- ・申請受付の対応について、「実施した」中で最も多かったのは『土・日曜の受付』で7団体が実施。『被災者の自宅等に向向いての受付』と『郵送による受付』をそれぞれ6団体が実施。

図表 108 申請受付の方法別対応状況

上段:件数 下段:%	合計	実施した	実施 しなかった	わからない	無回答
夜間の受付	17 100.0	3 17.6	12 70.6	- -	2 11.8
土・日曜の受付	17 100.0	7 41.2	10 58.8	- -	- -
本庁舎以外の場所での受付	17 100.0	5 29.4	10 58.8	- -	2 11.8
被災者の自宅等に向向いての受付	17 100.0	6 35.3	10 58.8	- -	1 5.9
郵送による受付	17 100.0	6 35.3	11 64.7	- -	- -

**(10) 説明・相談に対する体制強化の実施状況**

- ・説明や相談に対する体制については「特別な体制強化は行っていない」が最も多く、13団体が回答。

図表 109 説明・相談に対する体制強化の実施状況

(n=17)

カテゴリ	件数	(全体)%
被災者生活再建支援制度を所管する部署の職員を増員配置した	2	11.8
他の制度を所管する他部署からの応援職員を配置した	2	11.8
特別な体制強化は行っていない	13	76.5
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

**(11) 被災者情報の各担当部署との共有状況**

- ・被災者情報の各担当部署との共有状況については、「概ね情報共有できた」が最も多く、13 団体が回答。

図表 110 被災者情報の各担当部署との共有状況

(n= 17)

カテゴリ	件数	(全体)%
概ね情報共有できた	13	76.5
あまり情報共有できなかった	4	23.5
どちらともいえない	0	0.0
無回答	0	0.0

**(12) 事務手続きの遅滞要因**

- ・申請事務手続きの遅滞要因について、「対応人員が不足していた」と「申請処理の理解が不足していた」が最も多く、それぞれ 8 団体が回答。

図表 111 事務手続きの遅滞要因 (複数回答)

(n= 17)

カテゴリ	件数	(全体)%
担当部署が決まっていなかった	1	5.9
対応人員が不足していた	8	47.1
申請処理の理解が不足していた	8	47.1
申請書類の確認に時間を要した	4	23.5
申請処理の手続が整理されていなかった	4	23.5
申請件数が膨大であった	1	5.9
特になし	5	29.4
その他	1	5.9
無回答	0	0.0



**(13) 申請受付時に負担となった作業**

・負担となった作業については「申請書と罹災証明書の内容確認」が最も多く、7 団体が回答。次いで「申請者リストの作成（パソコン作業）」が5 団体。一方で「特になし」と回答したのは8 団体となっている。

図表 112 申請受付時に負担となった作業（複数回答）

(n= 17)

カテゴリ	件数	(全体)%
申請書と住民票の内容確認	3	17.6
申請書と罹災証明書の内容確認	7	41.2
申請書と契約書の内容確認	3	17.6
申請者リストの作成（パソコン作業）	5	29.4
申請書の送付作業	0	0.0
特になし	8	47.1
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

## C-2. 相談内容について

### (1) 被災世帯からの相談内容と対応状況

- ・被災世帯からの相談内容で最も多かったのは、「支給対象となる世帯について」と「申請書類や必要な添付書類について」で 14 団体が回答。
- ・相談内容についての対応状況は、ほとんどの内容で「すぐに対応できた」もしくは「どちらかといえばすぐに対応できた」と回答している。

図表 113 被災世帯からの相談内容（複数回答）  
(n=17)

カテゴリ	件数	(全体)%
支給対象となる世帯について	14	82.4
基礎支援金について	11	64.7
加算支援金について	13	76.5
支給限度額について	9	52.9
請求方法について	11	64.7
申請書類や必要な添付書類について	14	82.4
申請期間について	10	58.8
支援金の支払時期について	10	58.8
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

図表 114 被災世帯からの相談内容別対応状況

上段:件数 下段:%	合計	すぐに対応できた	どちらかといえばすぐに対応できた	どちらかといえばすぐに対応できなかった	すぐに対応できなかった(説明に時間を要した)	どちらともいえない	無回答
支給対象となる世帯について	14 100.0	6 42.9	8 57.1	-	-	-	-
基礎支援金について	11 100.0	6 54.5	5 45.5	-	-	-	-
加算支援金について	13 100.0	8 61.5	5 38.5	-	-	-	-
支給限度額について	9 100.0	5 55.6	3 33.3	-	1 11.1	-	-
請求方法について	11 100.0	5 45.5	6 54.5	-	-	-	-
申請書類や必要な添付書類について	14 100.0	7 50.0	5 35.7	1 7.1	-	-	1 7.1
申請期間について	10 100.0	7 70.0	3 30.0	-	-	-	-
支援金の支払時期について	10 100.0	4 40.0	4 40.0	-	1 10.0	1 10.0	-
その他	-	-	-	-	-	-	-

### C-3. 支援制度の評価と改善点について

#### (1) 支援制度の評価（項目別）

- ・『申請書の様式について』は 17 団体全てが「概ね妥当」と回答。その他の項目においても「概ね妥当」が高い割合となっている。

図表 115 支援制度の項目別評価

上段:件数 下段:%	合計	概ね妥当	改善すべ き	わからない	無回答
住家被害の規模要件について	17 100.0	14 82.4	3 17.6	-	-
対象となる世帯の被害程度について	17 100.0	13 76.5	4 23.5	-	-
支給される支援金額について	17 100.0	13 76.5	4 23.5	-	-
申請書の様式について	17 100.0	17 100.0	-	-	-
申請の受付、確認等の事務手続について	17 100.0	15 88.2	2 11.8	-	-

#### (2) 支援制度の評価（全般）

- ・ 2 団体が「満足である」、12 団体が「概ね満足である」と回答している。

図表 116 支援制度の総合評価

(n=17)

カテゴリ	件数	(全体)%
満足である	2	11.8
概ね満足である	12	70.6
やや不満である	3	17.6
不満である	0	0.0
どちらともいえない	0	0.0
無回答	0	0.0

### C-4. 連携等について

#### (1) 他団体との連携状況と具体的内容

- ・他団体との連携があったのは 17 団体中 5 団体で、うち 3 団体が「他の災害で被災経験のある市町村から協力を受けた」と回答。11 団体は他団体との連携は「特になかった」と回答している。

図表 117 他団体との連携状況（複数回答）

(n=17)

カテゴリ	件数	(全体)%
他の災害で被災経験のある都道府県から協力を受けた	1	5.9
他の災害で被災経験のある市町村から協力を受けた	3	17.6
大学等の研究機関から協力を受けた	1	5.9
その他の機関から協力を受けた	0	0.0
特になかった	11	64.7
無回答	1	5.9

#### (2) 他団体職員の受入状況

図表 118 他団体職員の受入状況

上段:件数 下段:%	合計	協定締結「有」			協定締結「無」			無回答
		都道府県	市町村	民間等	都道府県	市町村	民間等	
住家の被害認定業務	17 100.0	2 11.8	3 17.6	- -	- -	1 5.9	- -	14 82.4
罹災証明発行業務	17 100.0	- -	- -	1 5.9	- -	- -	- -	16 94.1
その他生活再建支援制度に関する業務	17 100.0	- -	- -	- -	- -	1 5.9	- -	16 94.1

**(3) 被災者台帳等を活用したシステムやデータベースの導入状況**

- 被災者台帳等を活用したシステムやデータベースを「導入した」のは 17 団体中 5 団体。

図表 119 被災者台帳等を活用したシステムやデータベースの導入状況

(n = 17)

カテゴリ	件数	(全体)%
導入した	5	29.4
導入していない	12	70.6
わからない	0	0.0
無回答	0	0.0

**(4) システム等運用の際の個人情報の取扱について**

- 「個人情報保護条例に基づき、審査会を設置して利用した」と 2 団体が回答。

図表 120 システム等運用の際の個人情報の取扱について

(n = 5)

カテゴリ	件数	(全体)%
個人情報保護条例に基づき、審査会を設置して利用した	2	40.0
個人情報保護条例が阻害要因となり、利用が進まなかった	0	0.0
その他	2	40.0
無回答	1	20.0

**(5) 導入したシステム等の種類**

- 「被災者台帳を用いた生活再建支援システム」が 3 団体、「自治体内で独自に構築」が 2 団体となっている。

図表 121 導入したシステム等の種類

(n = 5)

カテゴリ	件数	(全体)%
被災者台帳を用いた生活再建支援システム（京都大学、新潟大学などがサポート）	3	60.0
被災者支援システム（西宮市、地方自治情報センターがサポート）	0	0.0
自治体内で独自に構築	2	40.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

### (6) 導入したシステム等の認知経路

- ・「都道府県からの紹介」を受けたのは3団体。

図表 122 導入したシステム等の認知経路

(n = 5)

カテゴリ	件数	(全体)%
有識者からの紹介	0	0.0
都道府県からの紹介	3	60.0
独自に情報収集した	1	20.0
その他	0	0.0
無回答	1	20.0

### (7) 総合相談窓口の設置状況

- ・総合相談窓口を「設置した」のは17団体中8団体。

図表 123 総合相談窓口の設置状況

(n = 17)

カテゴリ	件数	(全体)%
設置した（一つの窓口で複数の制度の説明や相談に応じた）	8	47.1
設置しなかった（各所管部署がそれぞれ説明や相談に応じた）	9	52.9
無回答	0	0.0

### (8) 総合相談窓口の開設時期

- ・総合相談窓口の開設時期は「発災後1ヶ月～3ヶ月未満」が最も多く、8団体中3団体が回答。

図表 124 総合相談窓口の開設時期

(n = 8)

カテゴリ	件数	(全体)%
発災後1週間未満	2	25.0
発災後1週間～2週間未満	2	25.0
発災後2週間～1ヶ月未満	1	12.5
発災後1ヶ月～3ヶ月未満	3	37.5
発災後3ヶ月後以降	0	0.0
不明・わからない	0	0.0
無回答	0	0.0

**(9) 総合相談窓口で対応した制度や内容**

- ・総合相談窓口で対応した制度や内容は、「被災者生活再建支援金」が7団体、「義援金」と「税金関係」が5団体となっている。

図表 125 総合相談窓口で対応した制度や内容 (複数回答)

(n= 8)

カテゴリ	件数	(全体)%
被災者生活再建支援金	7	87.5
義援金	5	62.5
弔慰金	3	37.5
税金関係	5	62.5
その他住宅の再建全般	2	25.0
就労関係	0	0.0
その他	1	12.5
無回答	1	12.5

**(10) 総合相談窓口要員派遣要請状況**

- ・「要員派遣を要請した」のは8団体中2団体。

図表 126 総合相談窓口要員派遣要請状況

(n= 8)

カテゴリ	件数	(全体)%
要員派遣を要請した	2	25.0
要員派遣を要請しなかった	5	62.5
無回答	1	12.5

**(11) 就労に関する支援の実施状況**

- ・就労に関する支援は、いずれの団体においても「実施しなかった」と回答。

図表 127 就労に関する支援の実施状況

(n= 17)

カテゴリ	件数	(全体)%
実施した	0	0.0
実施しなかった	17	100.0
無回答	0	0.0

(12) コミュニティ形成に関する支援の実施状況

- ・コミュニティ形成に関する支援を「実施した」のは1団体のみ。

図表 128 コミュニティ形成に関する支援の実施状況

(n=17)

カテゴリ	件数	(全体)%
実施した	1	5.9
実施しなかった	16	94.1
無回答	0	0.0

(13) NPO法人や民間団体等との連携状況

- ・NPO法人や民間団体等と「連携を図った」のは4団体。
- ・「必要な支援策についてNPOや民間団体からの提言を受けた」と4団体中3団体が回答。

図表 129 NPO法人や民間団体等との連携状況

(n=17)

カテゴリ	件数	(全体)%
連携を図った	4	23.5
連携を図らなかった	13	76.5
無回答	0	0.0

図表 130 具体的な連携内容

(n=4)

カテゴリ	件数	(全体)%
支援策の内容に関して相談をもちかけた	1	25.0
必要な支援策についてNPOや民間団体からの提言を受けた	3	75.0
支援策の実施に際し、一部業務を委託するなどの協力を得た	1	25.0
支援策の実施そのものを依頼した	0	0.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0



## IV. 被災地方公共団体ヒアリング

### 1. 調査概要

#### 1-1. 調査対象

- ・被災地方公共団体ヒアリングについては、アンケート調査結果を踏まえ、以下の3団体を対象として実施した。

◇ 熊本県宇土市

実施場所：宇土市役所

実施日時：平成 30 年 3 月 28 日（水）14：00～15：00

◇ 岩手県岩泉町

実施場所：岩泉町役場

実施日時：平成 30 年 3 月 30 日（金）13：30～14：30

◇ 鳥取県倉吉市

実施場所：倉吉市役所

実施日時：平成 30 年 3 月 27 日（火）13：30～14：30

## 2. 調査結果

### 2-1. 熊本県宇土市

平成 28 年（2016 年）熊本地震（支援法適用日 4 月 14 日）

被災者生活再建支援法適用決定日（熊本県全域 4 月 21 日）

#### (1) 被災者生活再建支援制度全般について

##### ▶ 支援金申請手続き全般について

支援金の手続きについては、当初は県とのやり取りも結構あったが、最近は直接都道府県会館とのやり取りをすることが多くなっている。

基礎支援金の添付書類は複雑でないのでスムーズであったが、加算支援金については複雑となるケースがあり、例えば、建設にあたるのか補修にあたるのか等の判断で手間取るものもあった。

住民票については、世帯によっては記載要件を満たさない住民票で申請される方もいて、何回も取り直してもらったこともあった。現場の運用としては、現在のマイナンバーカードの普及状況に問題はあるが、将来的には申請書にマイナンバーを書いて、都道府県会館が照会するということになるのかなと思っている。

##### ▶ 「半壊」世帯について

補修に関する制度はもっと充実してほしい。宇土市は「半壊」が極端に多いが、『解体したが、結局住宅の再建ができないのでどうしよう。』、『元の場所で再建したい、でも支援金だけでは再建できない。』といった声も聞いている。

「半壊」で補修を選択をした方にも何かしらの支援があると、解体する世帯は少なくなるのではないかと思う。

#### (2) 解体世帯に対する被災者生活再建支援金の支給について

##### ▶ 解体世帯に対する事務手続きについて

宇土市には古い住宅も多く、補修しても耐震化が難しいこともあって、やむなく解体した世帯も多い。敷地被害での解体は少なく、ほとんどは補修費が高額となってしまうために解体を選んだ世帯であった。

「半壊」以上の世帯の解体に関する費用については、解体撤去事業として申請があれば公費で負担した。なお自主解体後に申請された方については、解体工事費を市の算定と比較し、支給額を決めた。

事務手続きについては、住家に「半壊」の判定を受けて、やむを得ず住家を解体された方が対象となるため、対象者を絞った上で、その人達だけに案内を行うのが大変であった。公費解体の申請者のリストがある分については把握できているので問題なかったのだが、自費で解体された方については、現地を確認しに行き解体証明を出さなくては

ならなかったもので、その部分で事務負担があった。

また、公費解体のリストには、例えば『同じ住所に住宅が2つある』といった詳細な情報が載っているわけではないので、その辺りの取り違いがないように配慮する必要があり、場合によっては過去の調査の資料や、現地の視察が必要になるケースもあった。

### (3) 長期避難世帯に対する被災者生活再建支援金の支給について

#### ▶ 長期避難世帯に対する事務手続きについて

長期避難については、2つの地区、花園台と神馬団地で計13世帯が対象となった。そのうち半壊世帯は5世帯であった。最初の頃は、説明会で『どこが責任をとってくれるんだ』といった問い合わせもあり進めづらかった。また、仮設住宅に入ってくださいとお願いしても、実際は元の住家に全く住めないという状況ではないため、なかなか仮設に入ってもらえず、理解していただくために何回かお願いに行くことになり、そういった点は苦労した。

支援金については全世帯で申請をしていただいた。1世帯だけ加算支援金の申請があった。これは、当時みなし仮設の申請受付が始まっていない中で、生活再建支援金のほうが先に始まり、先にアパートを探して加算支援金の申請をしたというものである。

南阿蘇村では長期避難が解除され、解除後に応急修理制度等利用されたが、宇土市では応急修理を利用するような世帯は無かった。長期避難世帯から、補修費について『基礎支援金以外にも加算支援金は支給されないのか』という問い合わせを受けたことはある。

長期避難世帯については初期段階では説明会等、かなり苦労したこともあるが、ある程度納得していただいた後は特に問題なく進めることができた。説明会は2～3回行ったと思う。

### (4) 被災者生活再建支援金の受付体制について

#### ▶ 市庁舎がダメージを受けたことによる事務手続きの運用について

(補記：宇土市役所は平成28年4月16日の本震により本庁舎が大きく損壊し、本庁舎裏の駐車場にテントを張り災害対策本部を設置、同19日に市民体育館へ本部機能を移転した。)

住民票については、テントから市民体育館に市役所の機能を移したくらいの時期(4月中)には発行できていた。サーバーは市庁舎別館にあり無事だったので、新しくパソコンを調達しネットワークに接続、プリンターを用意して対応した。不幸中の幸いで、すぐに復旧できた。

## (5) その他

### ▶ 宇土市独自義援金について

「一部損壊」の住宅を解体して再建された方に対して、宇土市では独自に義援金を支給している。「一部損壊」でも補修費が 400 万円、500 万円とかかる住宅もあるため、市ではそういった世帯を少しでも支援できるようにと制度化した。

### ▶ 被災者の生活や心身等のケアについて

宇土市では社会福祉協議会と連携し『地域支え合いセンター』を平成 28 年 10 月に設置。

被災後当初は『環境が変わって慣れない』など精神的な相談や健康面の相談が多かった。最近では仮設の期間が 2 年間ということもあって、住まいの悩みが増えている。仮設とみなし仮設のピークが平成 29 年 5 月だったので、その頃が一番相談件数が多かったように思う。

住まいの相談については、生活困窮や所得が少ないなどの相談があるが、震災の支援制度では限界があるので、福祉部局との連携を図ったりしている。

## 2-2. 岩手県岩泉町

平成 28 年台風第 10 号による災害（支援法適用日 8 月 30 日）

被災者生活再建支援法適用決定日（岩泉町 9 月 14 日）

### （1）被災者生活再建支援制度の運用について

#### ▶ 都道府県からの説明について

今回の災害の際にも県からの説明はあったが、東日本大震災の際の経験が職員にあったため、一定の知識を持って対応することができ、特に問題となるようなことはなかった。

#### ▶ 被災世帯への対応について

同様に、被災者についても東日本大震災の経験から支援金制度を認識している方がおり、そういった方々からで支援制度の内容が他の地域住民に周知されたという面もあった。ただし、高齢者等を中心に、被災者全体に制度が周知・理解されるまでには時間と労力を要した。

### （2）被災者生活再建支援制度の事務手続きについて

#### ▶ 申請手続きについて（住民票）

今回の台風災害で、町は発災後、直ちに住民票の公用請求の手続きをとった。岩泉町では高齢の方が多く、簡易な手続きであっても負担となる方も多い。そういった方の負担軽減と、申請をスムーズにするため公用請求を行った。この判断は東日本大震災の経験を生かしたものであり、申請手続きの負担軽減と被災者の迅速な生活再建を図ったものであった。

#### ▶ 申請手続きについて（被害認定調査・罹災証明書）

認定調査や被害調査を終えるのに発災後 1 か月近くかかった。その理由として、発災後人員が不足していたこと、また応援職員が来ても交通網の寸断などインフラの被害が大きかったため、なかなか現場確認に入れない場所や車両移動が困難なため被災した住家にたどり着くのに時間がかかったことが挙げられる。そのため、被害認定調査や罹災証明書の発行までに時間がかかってしまった。

### （3）被災者生活再建支援制度の改善点について

#### ▶ 支援法の改善点について

半壊世帯について、今回は岩手県が独自の制度を設け、国の支援金の受給対象とならなかった半壊世帯に対し、複数世帯では 20 万円、単数世帯では 15 万円の補助金を支給した。それを活用し修繕ができた世帯も多く、被災者支援に大きな効果があった。岩手

県の今回の制度は被災者にとって、とても良かったように思うので、今後、半壊世帯への支援を国の制度として検討すべきではないか。

▶ **世帯主の取扱いについて**

被災時に祖父母が世帯主になっている場合が多いが、家を再建するとき、実際には次の世代、息子・娘たちが再建して世帯主が代わる場合がある。いまの支援金は制度上、被災時の世帯主に対して支給されるようになっているので、介護施設や病院に世帯主がいた場合、通帳や印鑑などを持ち運んだりする必要があり、再建の際、お金のやり取りがスムーズにいかなくなることもある。実質の世帯主など世帯主以外の者が申請する場合の運用方法を周知するなど、運用を柔軟にしてもらえたらいい。

(4) その他

▶ **システムの導入について**

今回の災害では、岩手県のシステムを導入した。東日本大震災のときにはこういったものを利用していなかったが、今回利用して非常に便利であると感じた。対応履歴等を残しておくことができ、情報共有がスムーズに行えた。ただ、システムには改善の余地があるように思う。例えば、申請状況等の集計表が簡単に作成できるような機能があれば、管理がしやすいのではないかと思った。

▶ **NPO 法人や民間団体との連携について**

被災が町内全域に及んだということで、町の主導で社会福祉協議会や NPO 法人に事業委託し、『見守り支援相談員』を設置して被災者宅を戸別訪問した。『見守り支援相談員』は、町の職員 2 名、社会福祉協議会 2 名、NPO 法人 2 名の計 6 名で構成され、地区割をして担当地区を巡回し、被災者の支援漏れが無いように努めた。初期段階では、生活状況の調査（水も無い、電気も無いといった生命に危険を及ぼす状況がないか等）と支援が必要な際の関係機関への連絡調整を行った。その後は色々な制度の周知や、ボランティアの案内を行い、いまの段階であると、高齢者や一人暮らし世帯の安否確認を中心に活動している。『見守り支援相談員』が定期的に訪問することで、心のケアにも繋がっている。

## 2-3. 鳥取県倉吉市

鳥取県中部地震（支援法適用日 10 月 21 日）

被災者生活再建支援法適用決定日（倉吉市：12 月 26 日、【参考】北栄町 11 月 28 日）

### （1）被災者生活再建支援制度の運用について

#### ▶ 都道府県からの説明について

県からの説明は特になかったが、指定になった段階で県から、都道府県会館の手引き、申請書、パンフレットが届いた。手引きに事務手続きが詳しく書かれており、必要に応じて都道府県会館に直接問い合わせるなどして対応した。

#### ▶ 被災世帯への対応について

罹災証明書が本格的に発行され始めたのが年末から年明けあたりで、災害発生から 2 か月経った頃であった。よって支援金の申請も同時期のスタートとなった。

被災直後から、県の被災者住宅再建支援制度として、半壊・一部損壊世帯に対する支援制度の構築について報道発表があり、被災者から住宅の補修についての相談や、補修せず解体して新築したいといった相談が多数寄せられたが、制度の検討中であり、明確な説明ができなかった。

被災者の中には支援制度の情報収集のために、何回も通って来られていた方もいた。

そのような中、11 月 22 日に、県独自の被災者住宅再建支援制度の整備が完了し、同月 24 日から市の窓口でも申請受付を開始したが、この支援制度では、半壊世帯への支援は、住宅の補修のみとされており、解体して新築したい世帯への対応ができなかった。また、やむを得ない理由により解体した場合は、全壊扱いとする規定も存在していたが、これまで県内での適用事例がなく、運用の判断に困っていた。そのような中、12 月 26 日に支援法の指定を受け、被災者生活再建支援制度により、半壊の方でも、補修費が高額であるなど、やむを得ない理由により解体した場合には「半壊解体」の適用も受けられることが分かり、先に制度を運用していた県内北栄町に事例を聞くなどし、都道府県会館にも問い合わせしながら制度確認を行った。

制度内容を把握でき次第、窓口での制度案内や、市報等での情報提供を行った。

半壊解体の情報提供については、半壊世帯で解体を予定されている対象者の把握が困難だった。

### （2）被災者生活再建支援制度の事務手続きについて

#### ▶ 被災者生活再建支援金の手続きについて

被災者生活再建支援金の手続きは初めてであったので、当初は、先行して支援法の適用を受けていた同県北栄町や、熊本県熊本市等に電話で問い合わせをし、手続きの際の参考とした。ただ「半壊解体」の適用条件について具体的な事例が少なく、窓口で相談

された案件が対象となるのかの判断に時間がかかってしまった。また、都道府県会館に提出する解体証明書の様式や判断基準なども明確でなく、それらの対応にも時間がかかった。

あらかじめ解体証明書の様式や、判断基準の手引きなどがあればスムーズに対応できたのではないかと思う。しかし一方で、今になってみれば、厳密に規定されていないことで、様々な被災者の状況に柔軟に対応できたようにも思う。

また、解体費の補助についての問い合わせも多かったが、倉吉市では、解体費の補助事業は行っていない。

#### ▶ 申請時の事務手続きを遂行する上で、対応の時間を要することになった要因

支援金の申請書には、世帯主・世帯構成が確認できる住民票を添付する必要があるが、これに適合しない住民票での申請があり、訂正などの対応に時間を要した。

対応策として、支援金の受付窓口で、世帯主・世帯構成が確認できる住民票を発行する旨を追記してある住民票の申請書を被災者に渡す事で改善した。

#### ▶ 罹災証明書の内容確認について

罹災証明書には、住民票の住所と罹災物件の住所が書かれているが、住所を移していない、あるいは登記を変更していないなど、住民票の住所と罹災物件の住所が適合しない世帯があった。このため、都道府県会館から『同一の場所か』といった問い合わせがあり、その対応に時間を要した。

#### ▶ 被災者生活再建支援制度の改善点について

被災者からの問い合わせで、『建物に対する支援であり、罹災証明書も建物に対して発行されているのに、なぜ世帯に対して支援するのか』『単身世帯と複数世帯で支援金が違うのか』というものがあり、被災者生活再建支援法の条文などを根拠として案内したが、単数・複数世帯の件については、具体的な根拠が示されていなかったため、説明に困った。

#### ▶ 「解体」を選ばれた方が多かった理由について

古い家や、敷地被害のため家屋が傾いてしまった家があり、補修しようにも費用が高額で、補修できないお宅が多くあった。また、被災者からは『補修をしても余震や次の地震があったときに安心して住める家だとは思えない。』といった声もたくさんいただいた。そのようなこともあり、補修を諦めてやむを得ず解体を選ばれる方が多くなったのではないか。

### (3) 被災者生活再建支援金の受付体制について

#### ▶ 窓口業務について

支援法適用後、窓口では、それまで行っていた県独自の被災者住宅再建支援制度の案

---



内に加え、平成 29 年 1 月より被災者生活再建支援金の案内を開始した。

実際の窓口業務のピークは発災後 1 か月～4 か月（平成 28 年 11 月～平成 29 年 2 月）であり、他課からの応援を含め 12 名態勢で対応していた（午前と午後の交代制で各 12 人態勢、計 24 人が対応）。

被災者生活再建支援制度の申請ピークは、発災後 10 か月後であった。

窓口では、被災者世帯の被害状況に応じた支援制度を案内するため、一部損壊・半壊世帯を対象とする県制度の被災者住宅再建支援制度については他課からの応援職員で案内にあたり、全壊・大規模半壊・半壊解体といった被災者生活再建支援制度については、防災安全課の担当職員で対応した。

#### ▶ 窓口の要員派遣について

支援制度の窓口対応については、すべて本市の職員で対応に当たった。

### (4) その他

#### ▶ 倉吉市における支援制度について

この度の震災における支援制度としては、半壊・一部損壊世帯については、鳥取県単独で行っている被災者住宅再建支援制度を対象として案内し、全壊・大規模半壊・半壊解体世帯については、国の被災者生活再建支援金を案内した。

#### ▶ 他自治体との連携について

地震発生時から、県をはじめ県内市町村、災害応援協定を締結している徳島県吉野川市、千葉県松戸市、千葉県館山市のほか、中国知事会等の加入団体、関西広域連合等から避難所運営、家屋被害調査等、各種復旧復興業務のための職員派遣などの支援があり、復旧復興に協力をいただいた。

#### ▶ 被災時に活用したシステムについて

税務課で行っていた家屋被害状況調査の管理システムとして構築を始め、発災後 3 日目から運用を始めた。その後、対応業務に必要な機能として、罹災証明書の発行管理、被災者住宅再建支援金の管理機能を随時組み込んでいった。システム構築は、市の情報処理担当の職員により独自に行った。

#### ▶ NPO 法人や民間団体との連携について

発災後の翌日には社会福祉協議会によるボランティアセンターが設置され、ボランティア団体や個人のボランティアの窓口となり、災害ボランティア活動を行っていただいた。また、市の職員もセンターの運営に参加し、支援を行うなどの連携を行った。